



我が国の食生活の現状と 食育の推進について

令和 6 年 1 月

農林水産省

【目次】

I 食育の推進に関する枠組み・体制	1
1 食育推進施策の基本的枠組み	1
2 食育の推進体制	2
3 第4次食育推進基本計画	4
II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値	9

III 農林水産省における食育の取組	26
1 食育月間	26
2 食育推進全国大会	27
3 食育活動表彰	28
4 全国食育推進ネットワーク(みんなの食育)	31
5 食育白書	32
6 食生活指針	33
7 食事バランスガイド	34
8 エビデンスに基づいた食育の推進	35
9 考える やってみる みんなで広げる ちょうどよい バランスの食生活	36
10 食育ピクトグラム及び食育マーク	37
11 従業員等の健康に配慮した企業の 食育推進事例集	38
12 子供食堂と連携した地域における食育の推進	39
13 わかりやすく、実行性の高い 「日本型食生活」の推進	40
14 農林漁業体験(教育ファーム)を通じた 食育の推進	41
15 地産地消の推進	42
16 食文化の継承	46
17 食育推進に関する事業内容	51

1 食育推進施策の基本的枠組み

○食育基本法(平成17年法律第63号)

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。
- 食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
- 食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っていること、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮することが求められる。

○食育推進基本計画

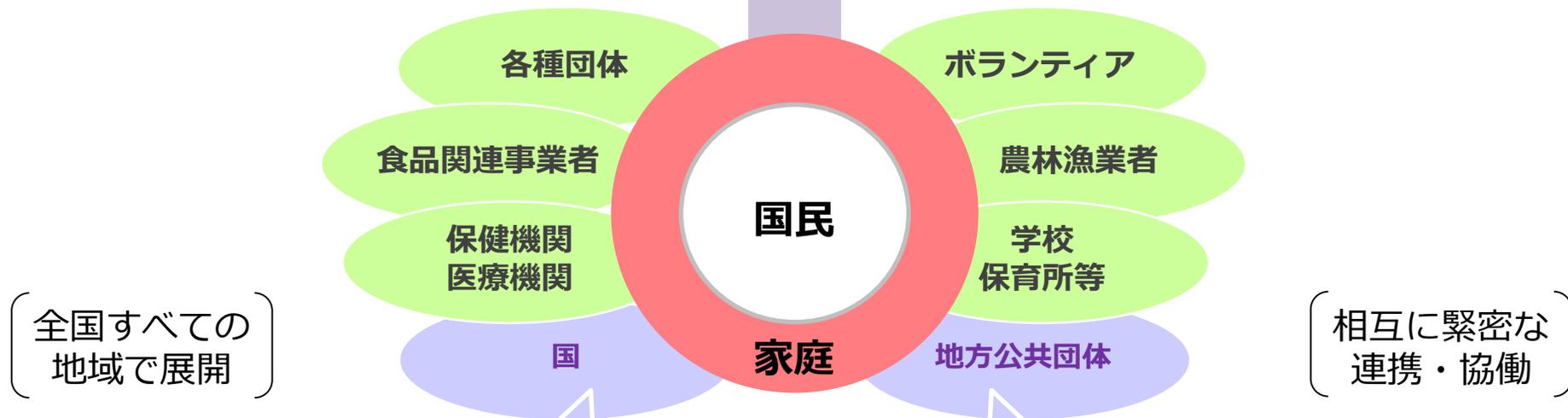
- 令和3(2021)年3月には、食育推進会議において「第4次食育推進基本計画」が決定され、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までのおおむね5年間を対象とし、食育の推進に当たって取り組むべき新たな重点事項等が規定。
- 第4次基本計画では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (2) 持続可能な食を支える食育の推進
 - (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 食育の推進体制 (1) 全体像

- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進

国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

国民運動として食育を推進



食育推進会議（食育推進基本計画の作成）



農林水産省、食品安全委員会、消費者庁、
こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省等
の関係府省庁等による施策の実施

地方
農政局等

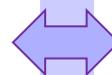
< 食育に関する施策の総合的・計画的立案、実施 >

都道府県

都道府県食育推進会議
|
都道府県
食育推進計画の作成

市町村

市町村食育推進会議
|
市町村
食育推進計画の作成

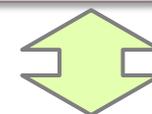
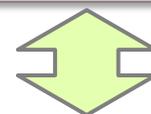
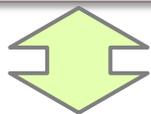
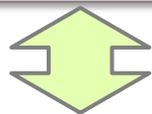
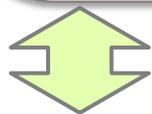


< 地域の特性を生かした施策の立案、実施 >

2 食育の推進体制 (2) 政府の食育推進体制

農林水産省

- 食育推進会議等の運営及び食育関係府省庁の調整
 - ・食育基本法に基づく食育推進基本計画の作成及び実施の推進
 - ・食育の推進に関する重要事項についての審議及び食育の推進に関する施策の実施の推進
- 食育白書の作成
- 関係者の連携・協働体制の確立
 - ・全国食育推進ネットワークの運営
- 食育推進全国大会の実施
 - ・食育活動表彰の実施
 - ・パンフレットや啓発資料の作成・広報



農林水産省

食料自給率の向上や国産農産物の消費拡大など

文部科学省

学校教育活動を通じた望ましい食習慣の形成など

厚生労働省

地域保健活動等を通じた生活習慣病の予防など

こども家庭庁

こどもに対する食育の推進など

食品安全委員会

食品の安全性など

消費者庁

食品ロスなど
等関係府省庁

政府全体の食育推進業務

個別の食育推進業務

3 第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

令和3年3月31日 食育推進会議決定

食育基本法（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約523万トン（令和3年度）
- ・新型コロナウイルスによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメント

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項

<重点事項>

国民の健康の視点
生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<重点事項>

社会・環境・文化の視点
持続可能な食を支える食育の推進

連携

<横断的な重点事項>

新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

・これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方
2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

1. 家庭における食育の推進：

- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働

3. 地域における食育の推進：

- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応

5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
- ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

<重点事項>

国民の健康の視点

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

<関連する主な取組>

(子供の基本的な生活習慣の形成)

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等により普及啓発を推進

(学校、保育所等における食育の推進)

- ・栄養教諭・管理栄養士等を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進

(健康寿命の延伸につながる食育の推進)

- ・「健康日本21(第二次)」や「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進等、健全な食生活等につながる食育を推進
- ・「野菜を食べようプロジェクト」や「毎日くだもの200グラム運動」等の消費拡大や生産・流通支援等を通じ、野菜や果物の摂取量増加を促進
- ・食育に対する無関心層への啓発を含め、適切な情報提供方法など自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携し推進
- ・「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進

(貧困等の状況にある子供に対する食育の推進)

- ・「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、フードバンク等と連携し子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関し支援
- ・「子供の未来応援国民運動」において、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行う子供食堂等を含むNPO等に対し支援
- ・経済的に困難な家庭等に食品等を届ける子供宅食等に関し支援



第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

<重点事項>

社会・環境・文化の視点

持続可能な食を支える食育の推進

<関連する主な取組>

[食と環境の調和：環境の環(わ)]

- ・我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）
- ・有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等の取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発
- ・食品ロス削減推進法に基づき国民運動として食品ロス削減を推進

[農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化：人の輪(わ)]

- ・食への関心と理解を深めるべく農林漁業体験活動を促進。
- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、送り側(学校等)への活動支援や活動情報提供、受入側(農山漁村等)の体制整備への支援等を推進
- ・我が国の食料需給の状況への理解促進や、地産地消の推進や生産者と消費者との交流促進等を進め、多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進

[日本の伝統的な和食文化の保護・継承：和食文化の和(わ)]

- ・地域の風土を活かした和食文化の保護・継承は、地域活性化や環境への負荷の低減に寄与し、持続可能な食に貢献することが期待
- ・「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえた地域の多様な食文化の保護・継承
- ・地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各都道府県の体制を構築・活用し、郷土料理のデータベース化やデジタルツール活用を推進
- ・学校給食等で地域の郷土料理の歴史、ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進



みどりの食料システム戦略(具体的な取組)

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源(昆虫等)の利活用拡大

等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化(ブルーカーボン)の推進

等

生産

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進

等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ(RFID)等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列

等

加工・流通

第4次食育推進基本計画の基本的な方針(重点事項)と関連する主な取組

<横断的な重点事項>

新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

横断的な視点

<関連する主な取組>

- ・「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うなど、新しい広がりや創出するデジタル化に対応した食育を推進（デジタル化に対応することが困難な高齢者等に配慮した情報提供等も必要）
- ・自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会にもなることから、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- ・「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」



農林水産省 令和5年度 食育活動の全国展開委託事業

食育推進フォーラム2024

Z世代の提案で食育を推し活!

～おいしく、楽しく、学び伝える～

農林水産省は、全国食育推進ネットワークである「みんなの食育」を立ち上げ、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、新たな食育活動の創出などを推進しています。

今年度は、食育に関心の薄い若い世代の気づきのきっかけ作りや、本ネットワーク会員の増加と交流に向け「食育月間セミナー」や「学生と企業によるオンラインワークショップ」などに取り組んできました。

今フォーラムでは、今年度実施した学生と企業のワークショップの発表の場となっており、基調講演とあわせてZ世代の考え方やアイデア、今の時代に合った学びを伝えることで、食育の普及につながることを目的に開催します。オンラインでも対面でも参加いただけますので、全国の皆さまの参加をお待ちしております。

開催日時

令和6年

2月20日火

14:00▶16:30

(会場受付開始 13:30)

プログラム

基調講演

Z世代への提案
～食育Here we go!～

元Jリーガー 小泉 勇人氏



開催方法

オンライン参加(先着350名)

対面参加(先着150名)

取組事例発表

Z世代と企業によるワークショップ
(参加企業5社、および学生25名)

カゴメ株式会社様
キュービー株式会社様
コープデリ生活協同組合連合会様
日本マクドナルド株式会社様
株式会社明治様

会場

AP虎ノ門 ROOM A
東京都港区西新橋1-6-15 NS虎ノ門ビル11F
東京メトロ銀座線「虎ノ門駅」9番・1番出口から徒歩3分

参加費

無料

トークセッション

小泉 勇人氏とZ世代による
意見交換



お申込み
下記URLまたは二次元バーコードからお申込みください。
<https://mssinc.jp/lp/forum202402/>
※12月20日より受付開始

お問合せ先
株式会社MSS 食育推進事務局
担当：丸尾・池田・藤原 isyokuiku@mssinc.jp

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

食育の推進に当たっての目標値と現状値

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
1 食育に関心を持っている国民を増やす			
① 食育に関心を持っている国民の割合	83.2%	78.9%	90%以上
2 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週9.6回	週9.6回	週11回以上
3 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合	70.7%	57.8%	75%以上
4 朝食を欠食する国民を減らす			
④ 朝食を欠食する子供の割合	4.6% (令和元(2019)年度)	5.6%	0%
⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合	21.5%	26.7%	15%以下
5 学校給食における地場産物を活用した取組を増やす			
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回 (令和元(2019)年度)	月10.5回	月12回以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	76.6%	90%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	78.7%	90%以上
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす			
⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	36.4%	40.6%	50%以上
⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.4%	28.4%	40%以上
⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値	10.1g (令和元(2019)年度)	10.1g (令和元(2019)年度)	8g以下
⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値	280.5g (令和元(2019)年度)	280.5g (令和元(2019)年度)	350g以上
⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合	61.6% (令和元(2019)年度)	61.6% (令和元(2019)年度)	30%以下
7 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす			
⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	64.3%	66.5%	75%以上

目標	第4次基本計画作成時の値 (令和2(2020)年度)	現状値 (令和4(2022)年度)	目標値 (令和7(2025)年度)
8 ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす			
⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	47.3%	46.8%	55%以上
9 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
⑯ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	36.2万人 (令和元(2019)年度)	33.1万人 (令和3(2021)年度)	37万人以上
10 農林漁業体験を経験した国民を増やす			
⑰ 農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合	65.7%	62.4%	70%以上
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑱ 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5%	69.8%	80%以上
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす			
⑲ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	67.1%	61.7%	75%以上
13 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす			
⑳ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	76.5% (令和元(2019)年度)	76.9%	80%以上
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす			
㉑ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	50.4%	44.0%	55%以上
㉒ 郷土料理や伝統料理を1回以上食べている国民の割合	44.6%	63.1%	50%以上
15 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす			
㉓ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	75.2%	77.5%	80%以上
16 推進計画を作成・実施している市町村を増やす			
㉔ 推進計画を作成・実施している市町村の割合	87.5% (令和元(2019)年度)	90.5%	100%

資料：①～③、⑤、⑨、⑩、⑭、⑮、⑰～⑲、㉑～㉓ 「食育に関する意識調査」(農林水産省)

④ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

⑥ 「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」(文部科学省)

⑦、⑧ 「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省)

⑪～⑬ 「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)

⑯、㉔ 農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ

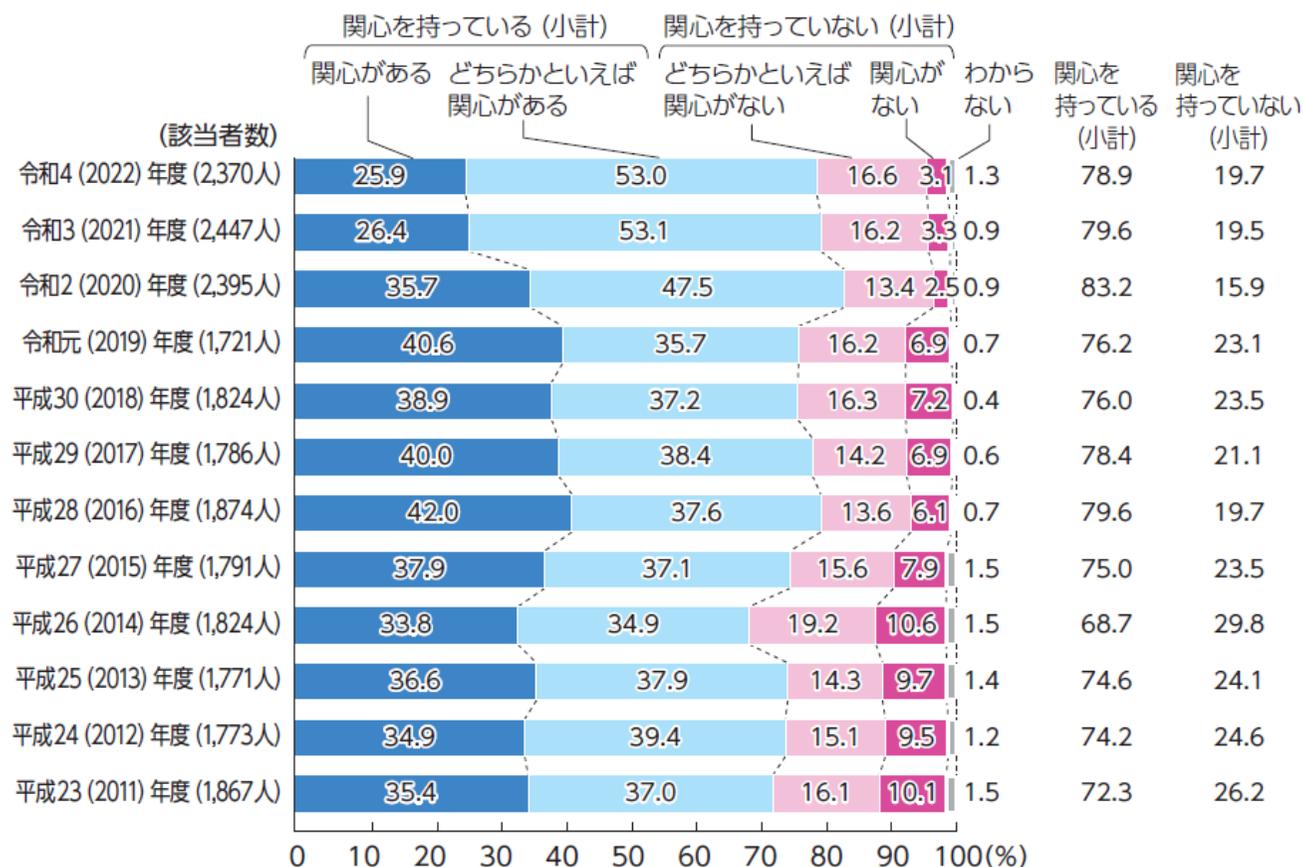
㉕ 令和元年度の値は「消費者の意識に関する調査」(消費者庁)、令和4年度の値は「令和4年度第2回消費生活意識調査」(消費者庁)

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

①食育に関心を持っている国民の割合

- 食育に関心を持っている（食育に「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」）国民の割合は78.9%（第4次基本計画作成時の調査結果は83.2%）

食育に関心を持っている国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成27（2015）年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

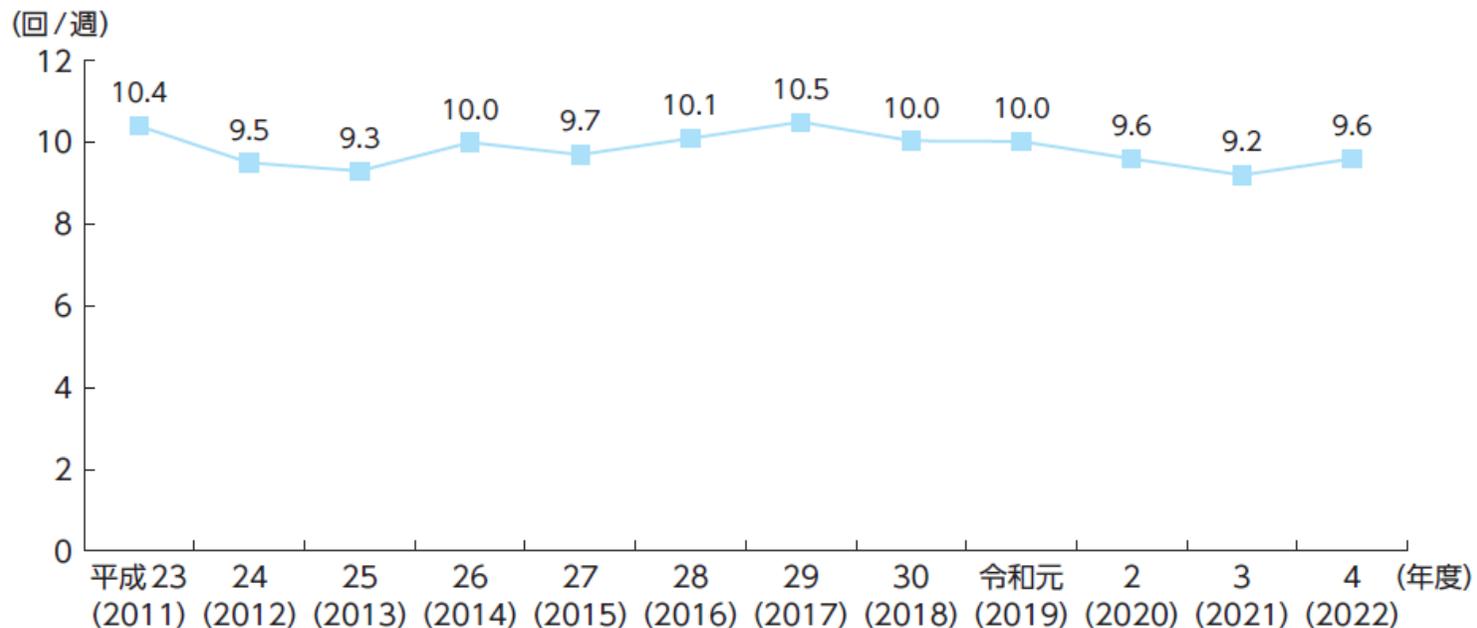
注：「わからない」について、令和2（2020）、令和3（2021）、令和4（2022）年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

- 一週間当たりの回数にすると、週9.6回（朝食4.0回、夕食5.6回の合計）（第4次基本計画作成時の一週間当たり9.6回（朝食4.1回、夕食5.5回の合計））
- 朝食又は夕食を家族と一緒に「ほとんど毎日食べる」人の割合は朝食48.1%、夕食68.7%（第4次基本計画作成時の調査結果は朝食49.7%、夕食67.7%）

朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の推移



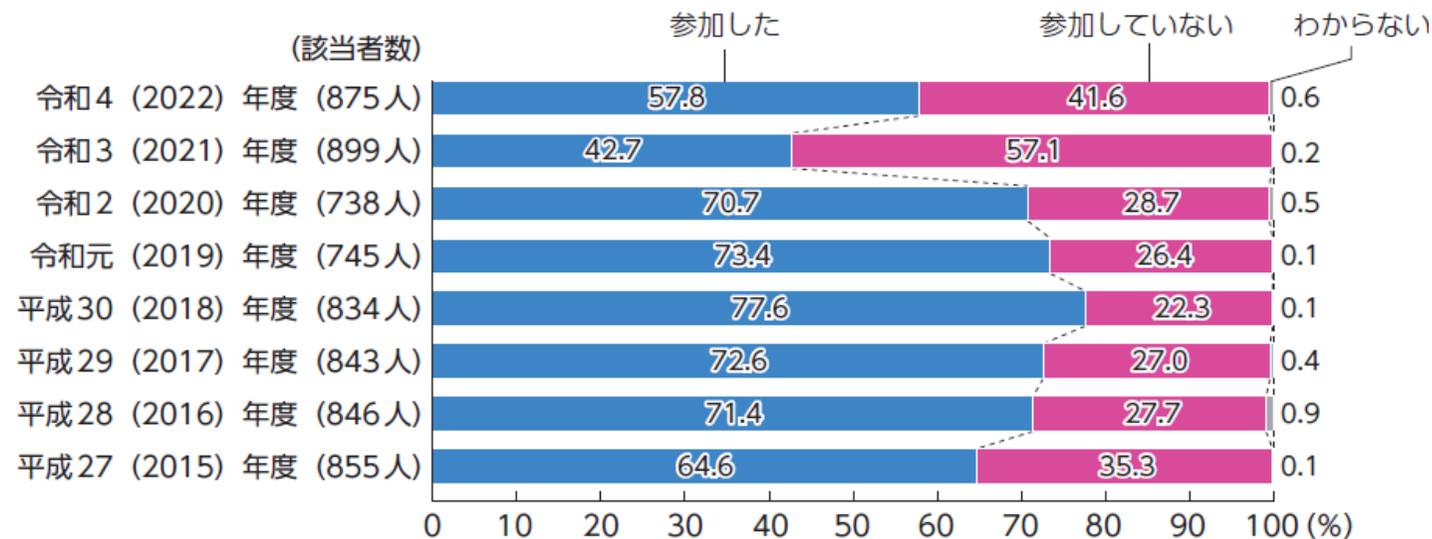
資料：農林水産省(平成27(2015)年度までは内閣府)「食育に関する意識調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

③地域等で共食したいと思う人が共食する割合

- 地域や所属コミュニティ（職場等を含む。）での食事会等の機会があれば『参加したいと思う』（「とてもそう思う」及び「そう思う」）と回答した人のうち、過去1年間に地域等での共食の場へ「参加した」と回答した人の割合は57.8%（第4次基本計画作成時の調査結果は70.7%）

地域等で共食したいと思う人が共食する割合の推移



資料：農林水産省（平成27(2015)年度は内閣府）「食育に関する意識調査」

注：地域や所属コミュニティ（職場等を含む。）での食事会等の機会があれば『参加したいと思う』（「とてもそう思う」及び「そう思う」）と回答した人が対象

注：令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度調査については、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が十分にとられているという前提でお伺いします。」との文言を追記している。

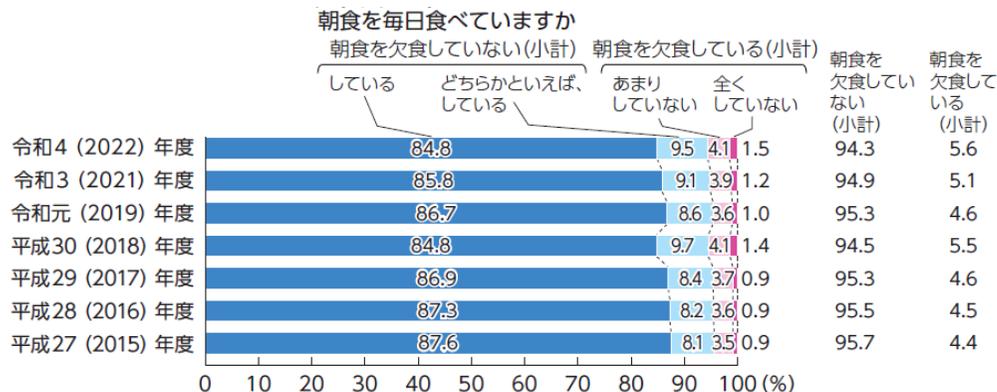
注：「わからない」について、平成27(2015)、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

④朝食を欠食する子供の割合・⑤朝食を欠食する若い世代の割合

- 朝食を欠食する子供（朝食を毎日食べることを「全くしていない」及び「あまりしていない」と回答した小学校6年生）の割合は5.6%（第4次基本計画作成時の調査結果は4.6%）
- 朝食を欠食する（「週に2～3日食べる」及び「ほとんど食べない」）若い世代の割合は26.7%（第4次基本計画作成時の調査結果は21.5%）

朝食を欠食する子供の割合の推移

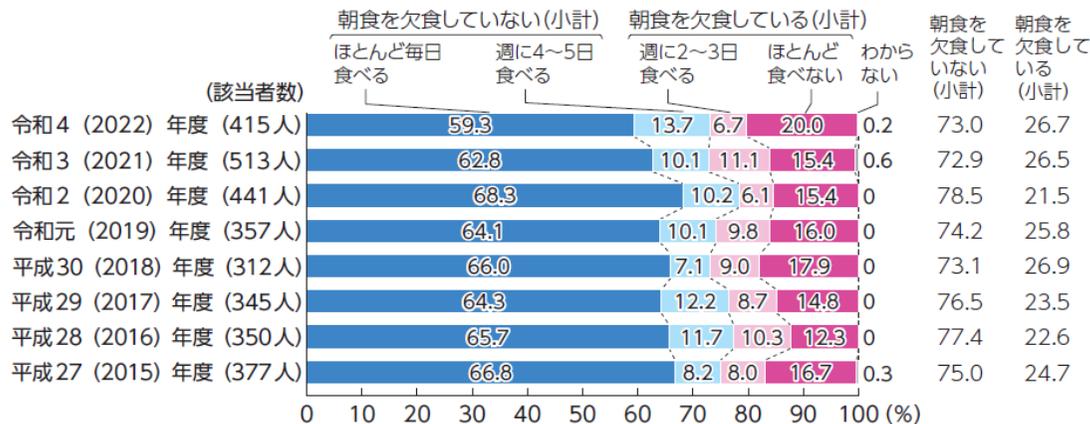


資料:文部科学省「全国学力・学習状況調査」

注:小学校6年生が対象

注:令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

朝食を欠食する若い世代の割合の推移



資料:農林水産省(平成27(2015)年度は内閣府)

「食育に関する意識調査」

注:20～39歳が対象

注:「わからない」について、平成27(2015)、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

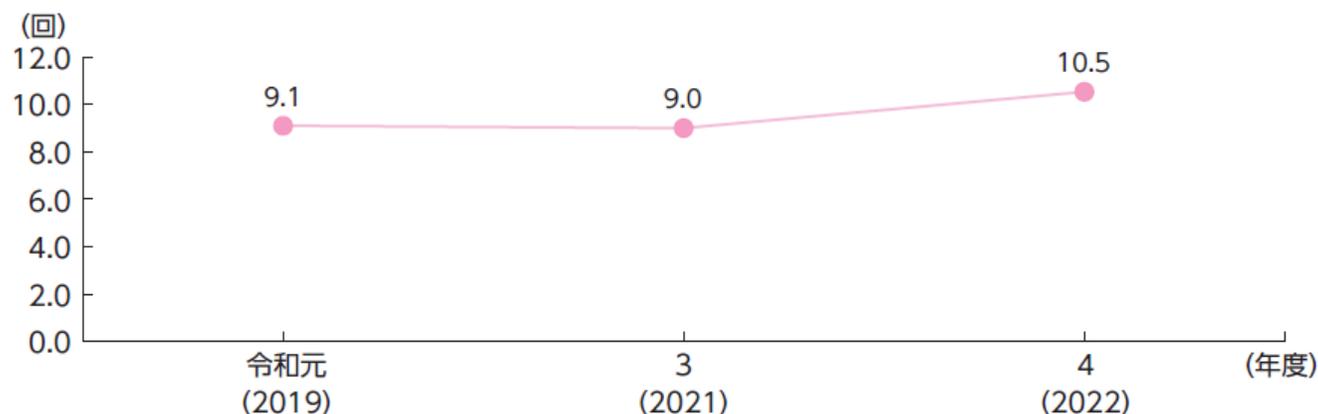
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数

⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合

⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合

- 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数は月10.5回(第4次基本計画作成時の調査結果は月9.1回)

栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の推移



資料: 文部科学省「学校における地場産物に係る食に関する指導の取組状況調査」

注: 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

- 学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)を現状値(令和元(2019)年度)から維持・向上した都道府県の割合は76.6%
- 学校給食における国産食材の使用割合(金額ベース)を現状値(令和元(2019)年度)から維持・向上した都道府県の割合は78.8%

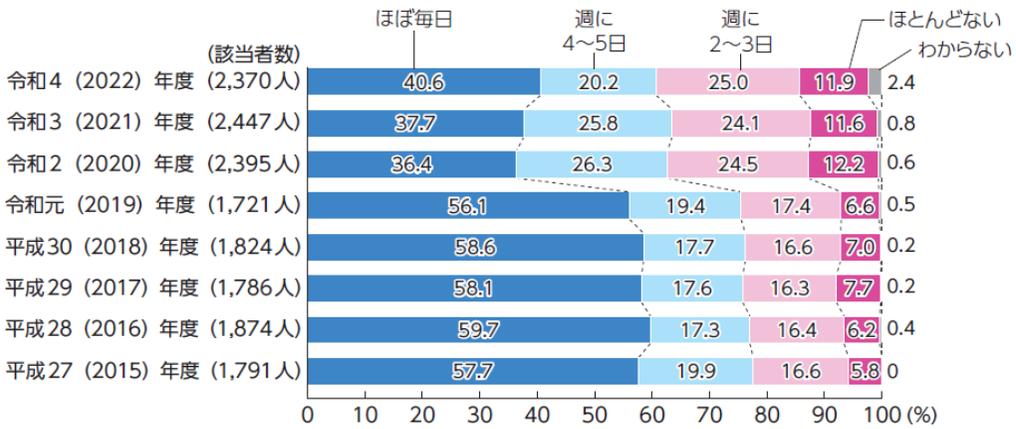
資料(いずれも): 文部科学省「令和3(2021)年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

- ⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合
- ⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合
- ⑪ 1日当たりの食塩摂取量の平均値・⑫ 1日当たりの野菜摂取量の平均値
- ⑬ 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合

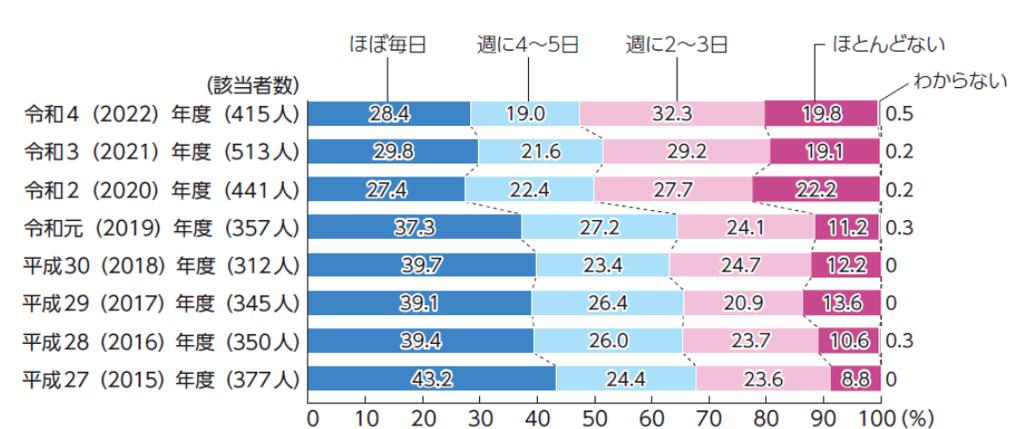
- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べていると回答した国民の割合は40.6%（第4次基本計画作成時の調査結果は36.4%）
- 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べていると回答した若い世代の割合は28.4%（第4次基本計画作成時の調査結果は27.4%）

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合の推移



資料：農林水産省(平成27(2015)年度までは内閣府)「食育に関する意識調査」
 注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合の推移



資料：農林水産省(平成27(2015)年度は内閣府)「食育に関する意識調査」
 注：20~39歳が対象
 注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

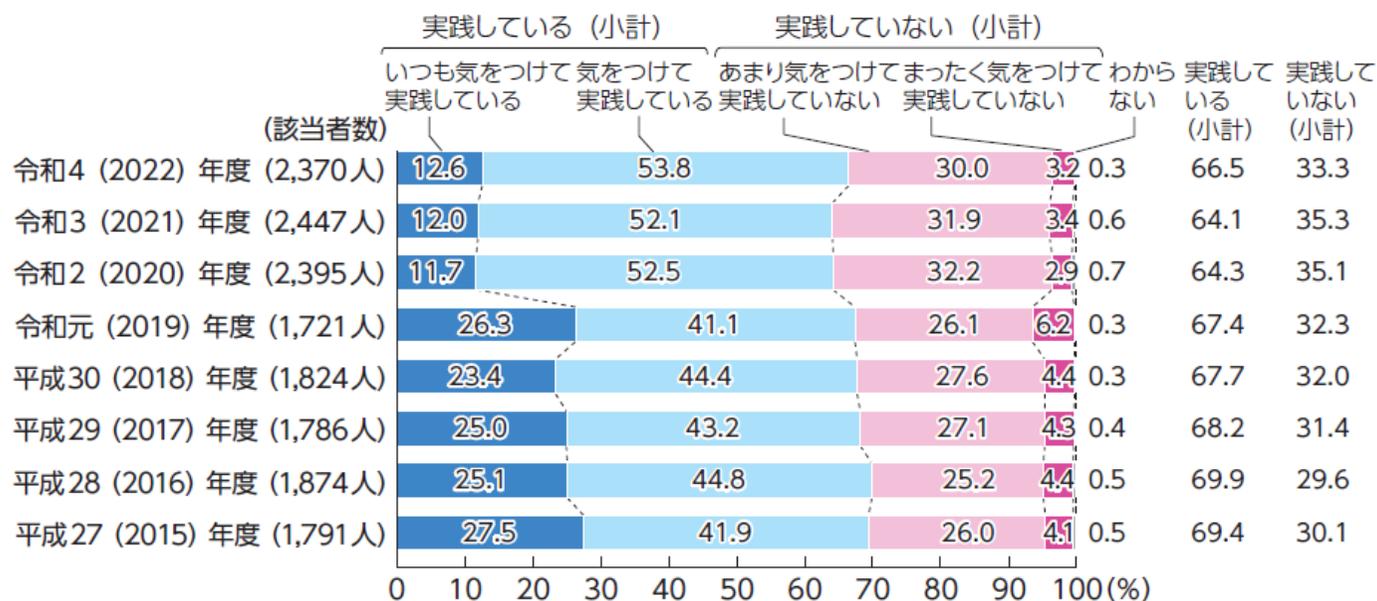
- 1日当たりの食塩摂取量の平均値は10.1g（厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」）
- 1日当たりの野菜摂取量の平均値は280.5g（厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」）
- 1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合は61.6%（厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」）

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑭ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合

- 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を『実践している』（「いつも気をつけて実践している」及び「気をつけて実践している」）と回答した国民の割合は66.5%（第4次基本計画作成時の調査結果は64.3%）

生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成27(2015)年度は内閣府）「食育に関する意識調査」

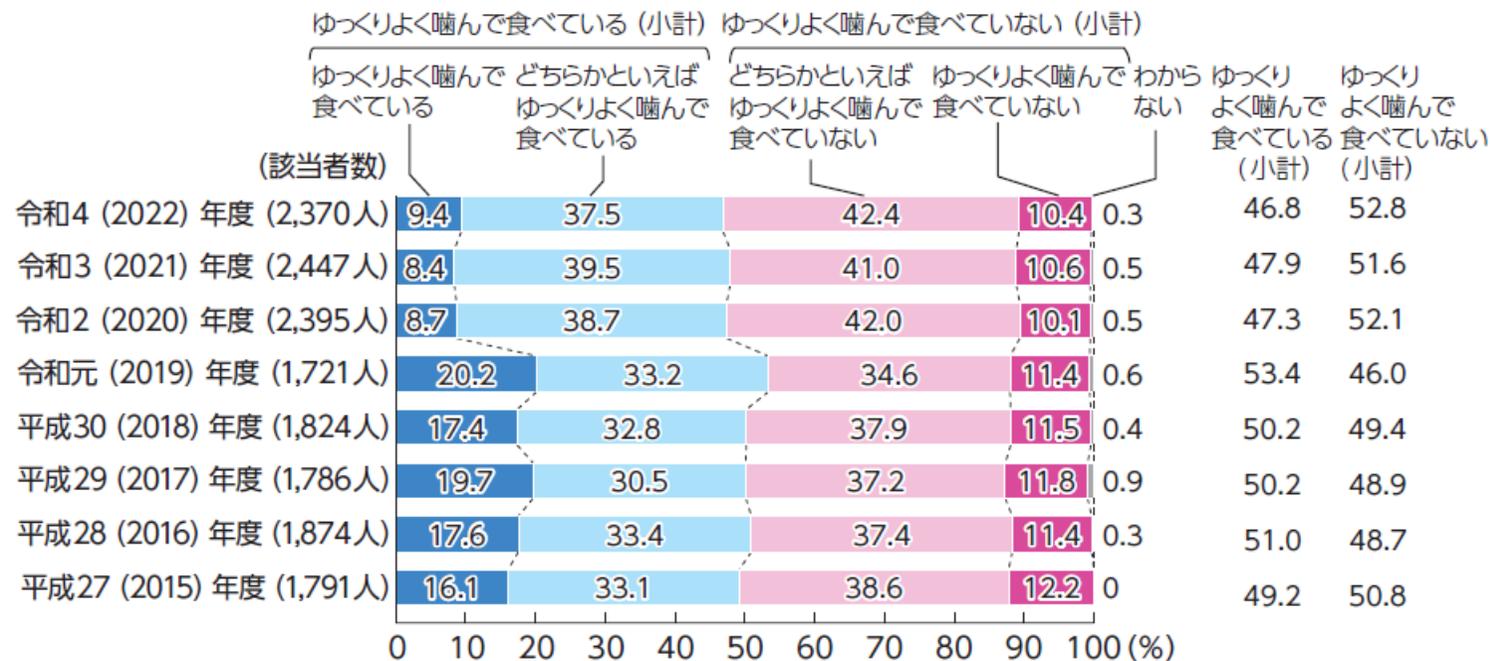
注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑮ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

- ふだん『ゆっくりよく噛んで食べている』（「ゆっくりよく噛んで食べている」及び「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」）と回答した国民の割合は46.8%（第4次基本計画作成時の調査結果は47.3%）

ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成27（2015）年度は内閣府）「食育に関する意識調査」

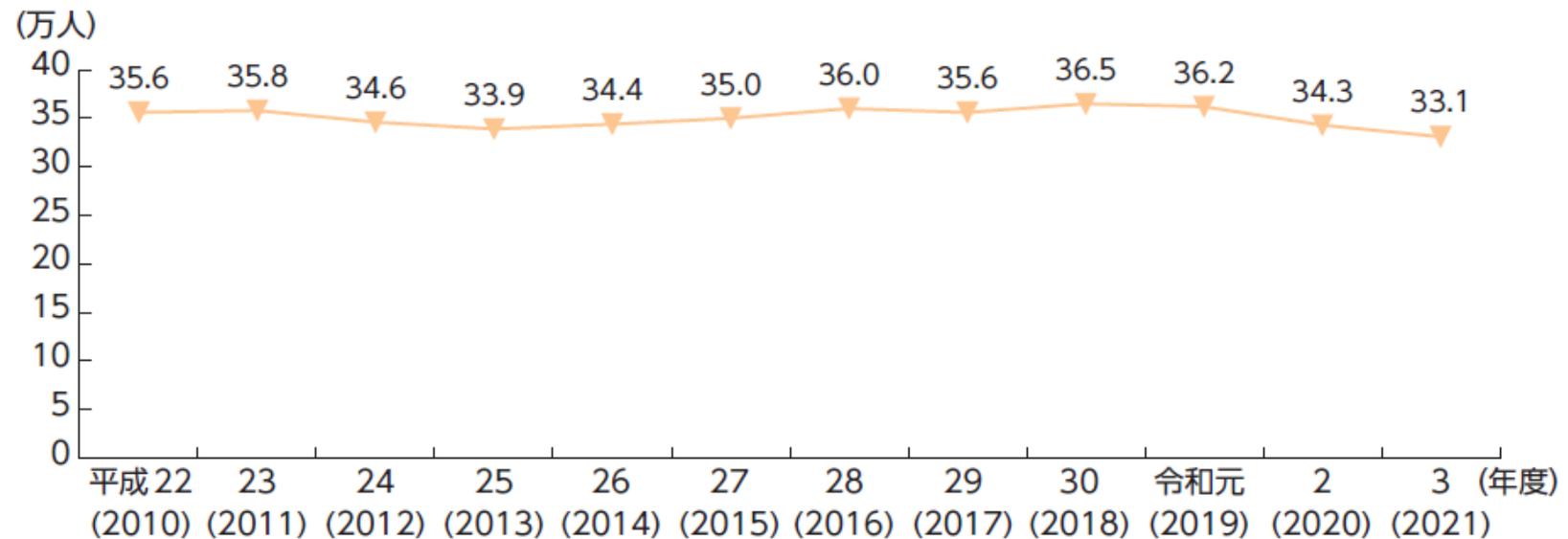
注：「わからない」について、平成27（2015）、令和2（2020）、令和3（2021）、令和4（2022）年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑯食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

- 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数は33.1万人（令和3（2021）年度）（第4次基本計画作成時の調査結果は36.2万人）

食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数の推移



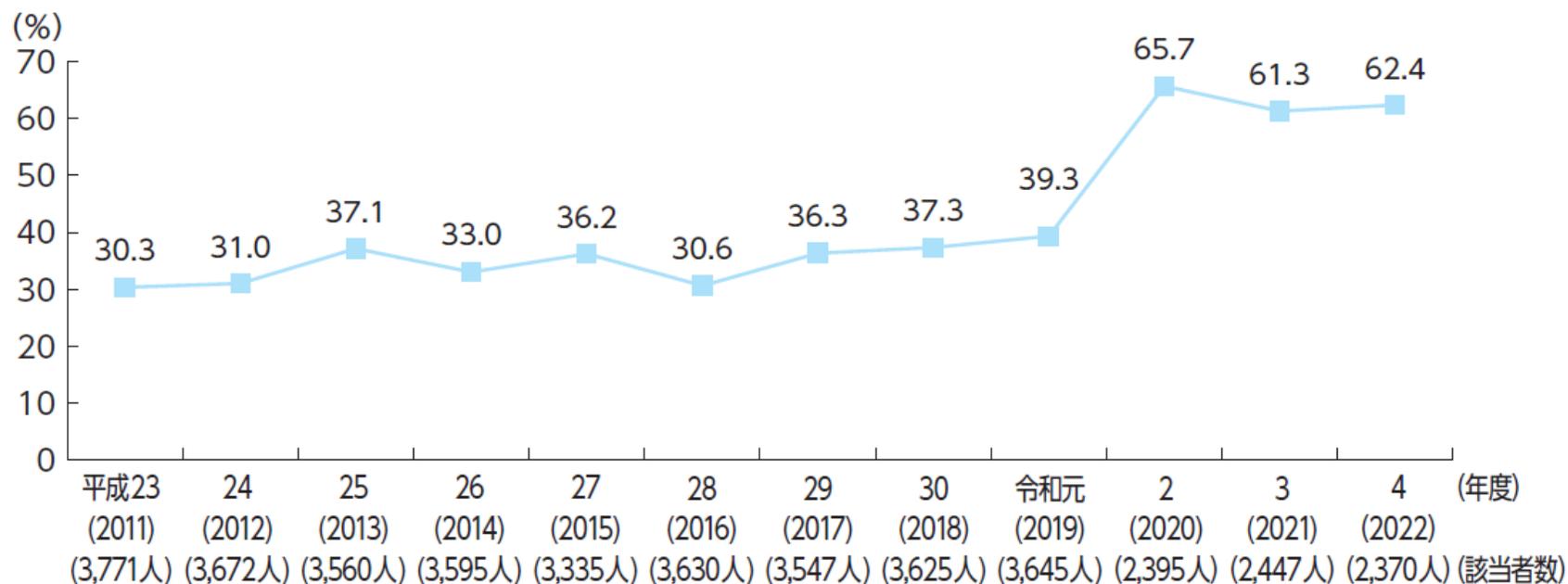
資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成26（2014）年度までは内閣府）調べ

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑰ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合

- 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合（本人又は家族の中に、農林漁業体験に参加した人がいる割合）は62.4%
（第4次基本計画作成時の調査結果は65.7%）

農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合の推移



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

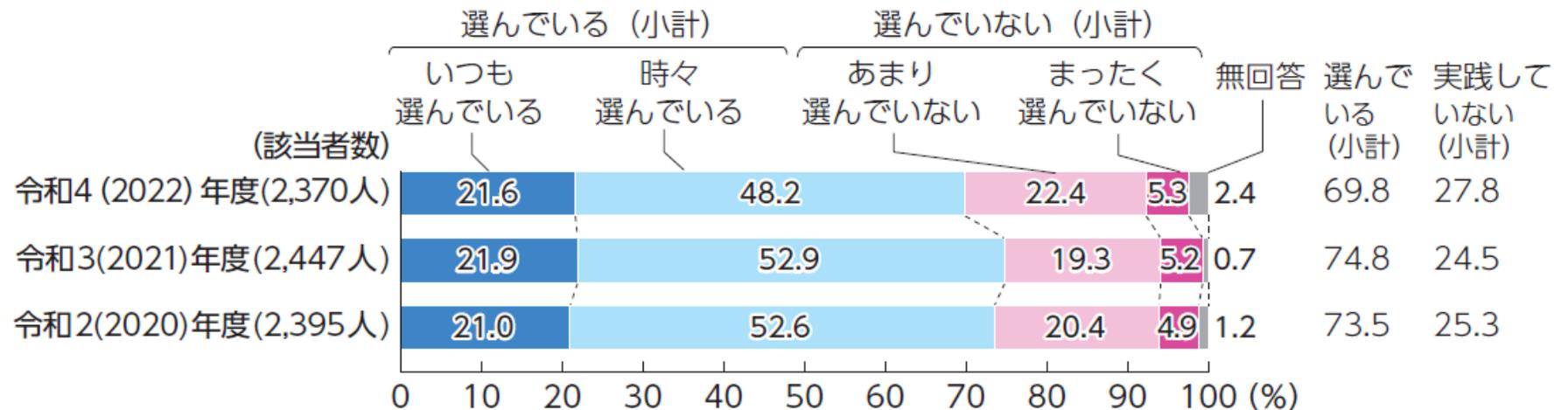
注：令和元(2019)年度までは、「食生活及び農林漁業体験に関する調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

- 産地や生産者を意識（地元産品や、被災地の産品など自分が応援したい地域の産品や、応援したい生産者を意識）して農林水産物・食品を「選んでいる」（「いつも選んでいる」及び「時々選んでいる」）と回答した人の割合は69.8%（第4次基本計画作成時の調査結果は73.5%）

産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



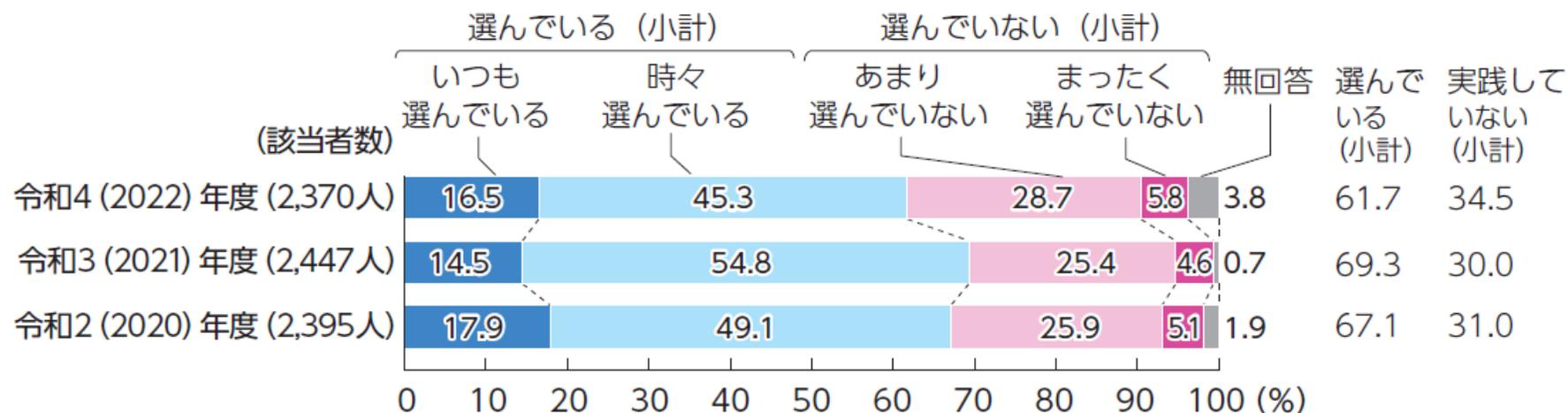
資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑱環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

- 環境に配慮した農林水産物・食品（農薬や化学肥料に頼らず生産された有機農産物や、過剰包装でなくごみが少ない商品など、環境への負荷をなるべく低減した農林水産物・食品）を「選んでいる」（「いつも選んでいる」及び「時々選んでいる」）と回答した人の割合は61.7%（第4次基本計画作成時の調査結果は67.1%）

環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の推移



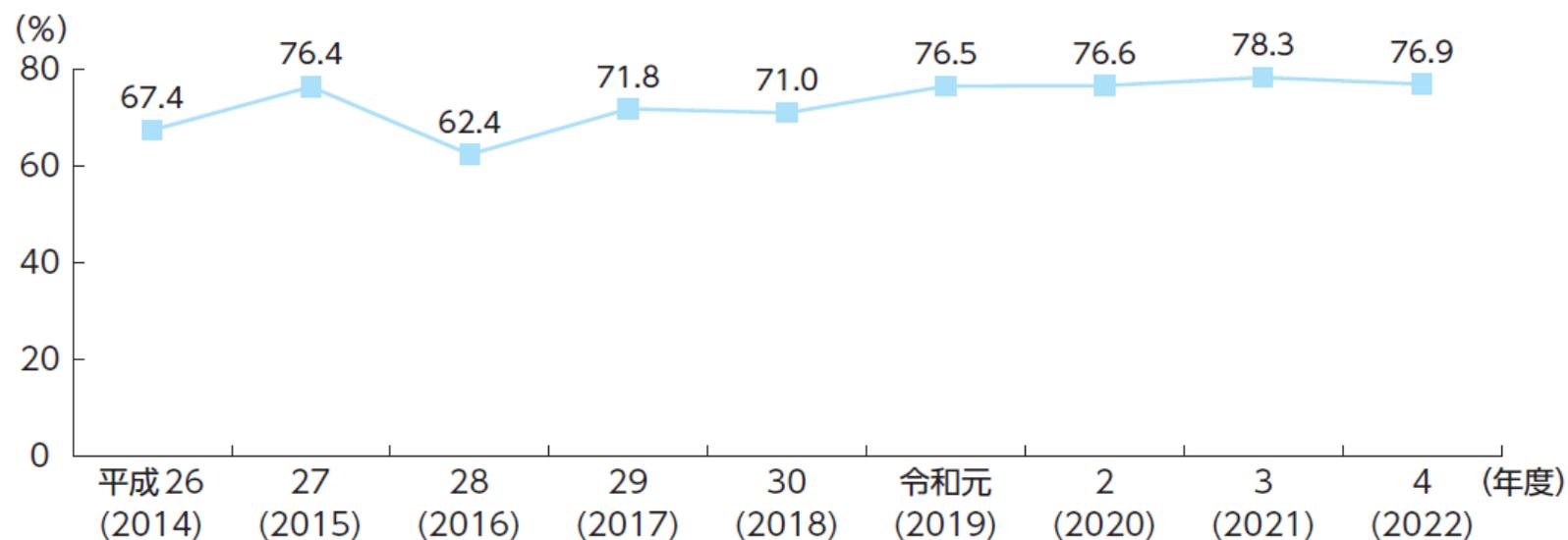
資料:農林水産省「食育に関する意識調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

⑳食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合

○ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合は76.9%（第4次基本計画作成時の調査結果は76.5%）

食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の推移



資料：消費者庁「消費者意識基本調査」（平成26(2014)、27(2015)年度）、「消費生活に関する意識調査－食品ロス問題等に関する調査－」（平成28(2016)年度）、「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロス削減の周知及び実践状況に関する調査－」（平成29(2017)年度）、「消費者の意識に関する調査結果報告書－食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査－」（平成30(2018)、令和元(2019)、令和2(2020)、令和3(2021)年度）、「令和4年度第2回 消費生活意識調査」（令和4(2022)年度）

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

- ①地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合
- ②郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

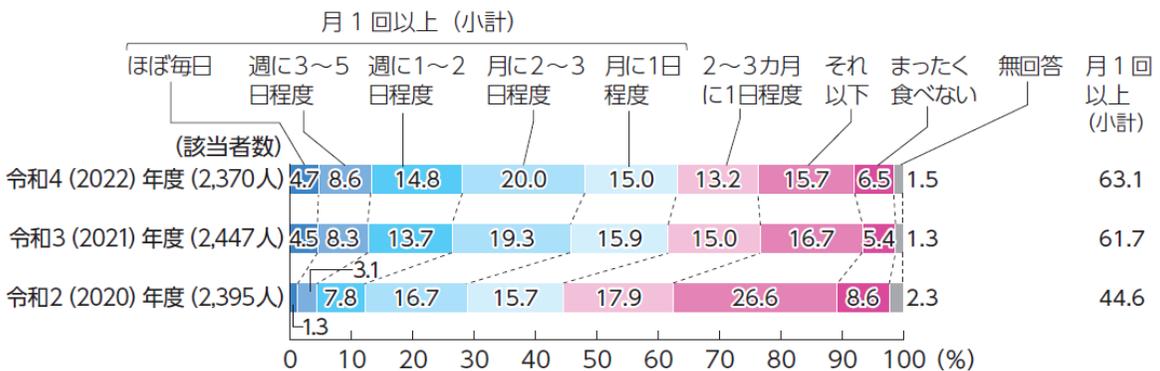
- 郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を継承し、伝えている国民の割合は44.0%（第4次基本計画作成時の調査結果は50.4%）
- 郷土料理や伝統料理を「月1回以上」（「ほぼ毎日」、「週に3～5日程度」、「週に1～2日程度」、「月に2～3日程度」及び「月に1日程度」）食べている国民の割合は、63.1%（第4次基本計画作成時の調査結果は44.6%）

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の推移



資料：農林水産省（平成27（2015）年度は内閣府）
「食育に関する意識調査」

郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合の推移



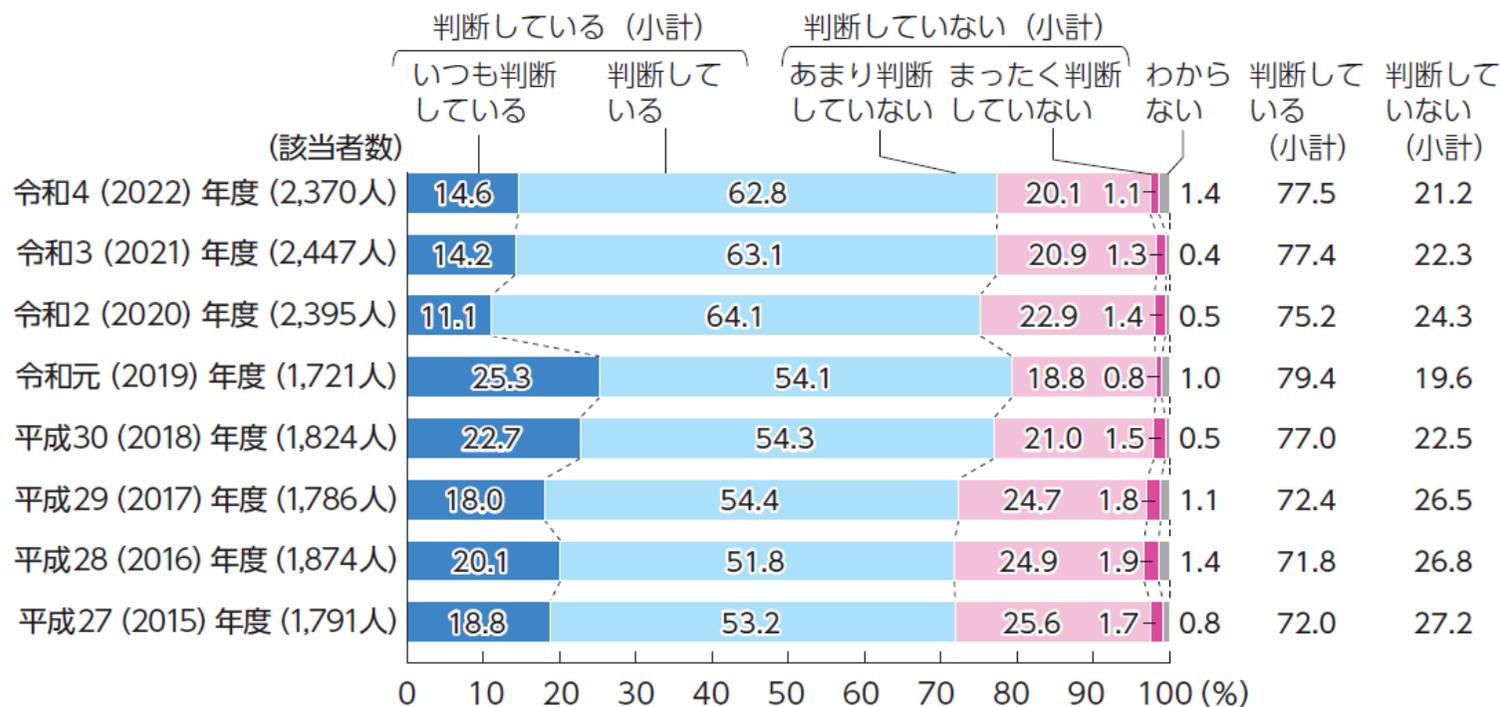
資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

㊸食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

- 安全な食生活を送ることについて『判断している』（「いつも判断している」及び「判断している」）と回答した国民の割合は77.5%（第4次基本計画作成時の調査結果は75.2%）

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の推移



資料：農林水産省(平成27(2015)年度は内閣府)「食育に関する意識調査」

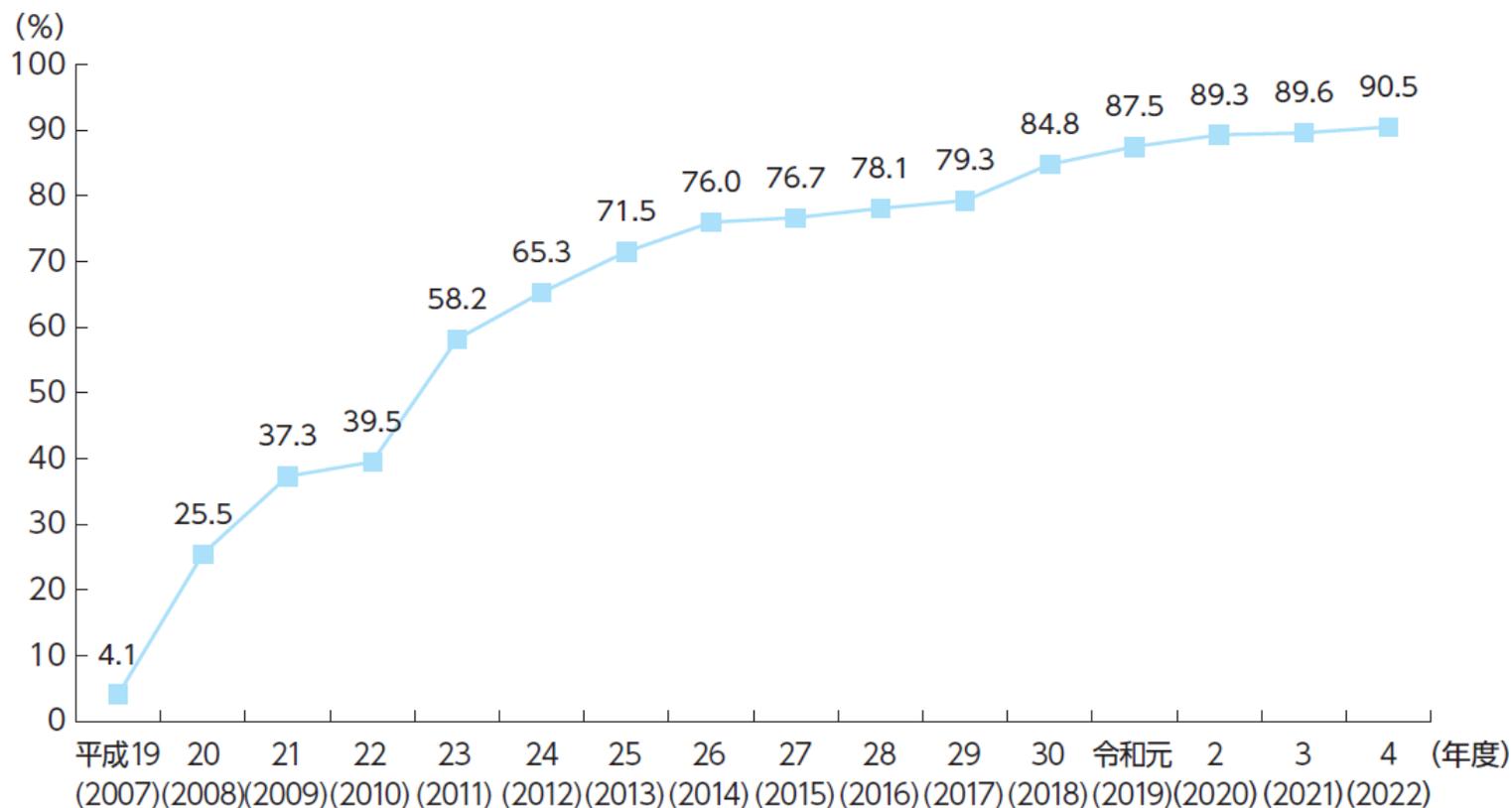
注：「わからない」について、令和2(2020)、令和3(2021)、令和4(2022)年度は「無回答」

II 第4次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値

㊤ 推進計画を作成・実施している市町村の割合

- 令和5（2023）年3月末時点で食育推進計画を作成・実施している市町村の割合は90.5%（第4次基本計画作成時の作成割合は87.5%）

食育推進計画を作成・実施している市町村の割合の推移



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27（2015）年度までは内閣府）調べ

1 食育月間

- 食育基本法において、「重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間」を指定することと規定。食育推進基本計画では毎年6月を「食育月間」と定めている。
- 「食育月間」においては、地方公共団体や民間団体等の協力を得て、毎年「食育推進全国大会」を開催
- 農林水産省では、「スポーツの力と食育で地域を元気に！」をテーマに、食育月間セミナーを開催。

6月は食育月間
毎月19日は「食育の日」です。

食育を推進する優れた取組を募集します！
第8回 食育活動表彰

6月上旬 募集開始！

農林水産省

令和5年度食育月間ポスター

令和5年度食育活動の全国展開委託事業
食育月間セミナー
～スポーツの力と食育で地域を元気に！～

参加無料

●開催日時：令和5年6月30日（金）13：30～16：00
●開催方法：オンライン参加（先着500名）対面参加（先着100名）
●開催会場：キユーピー株式会社 渋谷オフィス 2階ホール（東京都渋谷区渋谷1-4-13）
●申込方法：お申し込みは下記アドレス又はQRコードから
https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/syokuiku_form.html

基調講演
西谷 尚徳氏 立正大学法学部 准教授 元プロ野球選手（楽天イーグルス）
「元プロ野球選手に学ぶ！食育×若い世代×アクティブラーニング」

事例紹介
西谷 尚徳氏
設楽 正規氏 Bリーグ：株式会社千葉ジェッツふなばし パートナー企画部 部長
「地域と連携したフードコフや子供食堂の開催、JAと連携した農業体験、県外の野菜を使用したメニュー開発など持続可能な食育を実現する取組」
長田 圭介氏 Jリーグ：一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブ クラブマネージャー
「トップ選手による子供たちへの山形講演（「ご飯のチカラ」）地域やオンラインと連携した子供たちへの出陣又教室の実施など食育や農業体験を実現する取組」

パネルディスカッション
ファシリテーター
北川 和徳氏（日本経済新聞社 編集委員）

パネリスト
西谷 尚徳氏（立正大学法学部 准教授、元プロ野球選手（楽天イーグルス））
設楽 正規氏（Bリーグ：株式会社千葉ジェッツふなばし パートナー企画部 部長）
長田 圭介氏（Jリーグ：一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブ クラブマネージャー）
高橋 弘樹氏（千葉県船橋市 経済部 農水産課 課長）
笠井 弘幸氏（市川市農業協同組合（JAいちかわ） 経済部 船橋経済センター センター長）

【お問合せ先】 消費・安全局 消費行政課・食育課（飯塚・福岡） ☎03-3502-5723

農林水産省

令和5年度食育月間セミナーチラシ



食育月間セミナー
（パネルディスカッションの様子）

●食育月間（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/gekkan/index.html>



III 農林水産省における食育の取組

2 食育推進全国大会

- 食育基本法において、「食育の推進に関する普及啓発を図るための行事」を実施することと規定されており、食育推進基本計画では、「国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、食育推進全国大会を毎年開催」と定めているところ、国では、毎年6月、地方公共団体との共催により「食育推進全国大会」を開催。
- 令和5（2023）年度の第18回食育推進全国大会は、6月24日・25日に農林水産省、富山県、第18回食育推進全国大会富山県実行委員会の共催により、富山産業展示館（テクノホール）他で開催。
- 令和6（2024）年度の第19回食育推進全国大会は、6月1日・2日に農林水産省、大阪府等との共催により、ATCホールで開催。

第18回食育推進全国大会のチラシ



第18回食育推進全国大会の様子



● 食育推進全国大会（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/taikai/gaiyo.html>



3 食育活動表彰

- 農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育の推進に取り組む者を対象として、その功績をたたえるとともに、その取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開していくことを目的として、表彰を実施
- 第7回食育活動表彰では、(1)ボランティア部門、(2)教育関係者・事業者部門において、計23（うち農林水産大臣賞5、消費・安全局長賞13、審査員特別賞5）の個人又は団体が受賞
- 受賞活動の詳細について、農林水産省ホームページにおいて、動画及び事例集で紹介



第7回 食育活動表彰

食育を推進する優れた取組を募集します！

ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰し、さらに食育を広げていきます。

12月 募集締切

令和4年 **8月31日(水)** 必着

令和5年 **6月24日(土)**

会場：富山産業展示館(富山県富山市)

応募書類の提出に関するお問合せ
 農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課 TEL 03-3502-5723 (平日9:30~17:30 土日祝日除く)
 第7回食育活動表彰運営事務局(株式会社ステージPI) TEL 03-3554-5170 (平日9:30~17:30 土日祝日及び8月12日除く) E-mail: syokuiku2022@stage.ac

主催：農林水産省 後援：内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省

農林水産省

紹介動画

ボランティア部門

食生活改善推進員の部

農林水産大臣賞
 熊本市食生活改善推進員協議会 [熊本県]



広かれ!! 次世代につなぐ、ふるさとの味

消費・安全局長賞
 備前市栄養委員会 [岡山県]

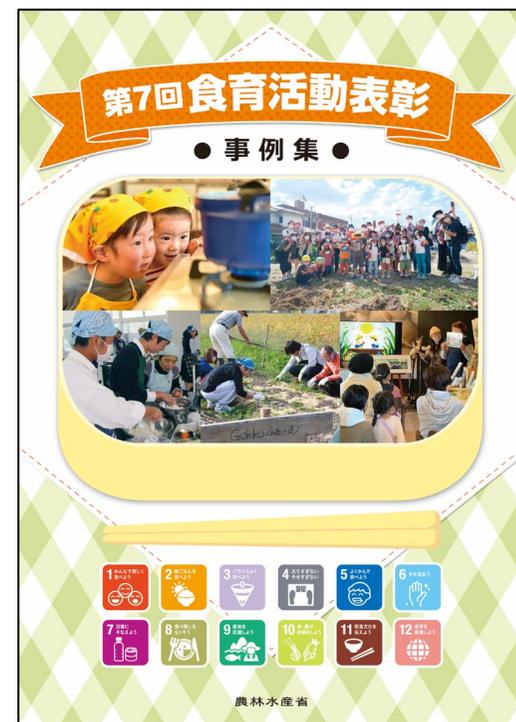


災害時の食に備える普及啓発活動

消費・安全局長賞
 鹿島市食生活改善推進協議会 [佐賀県]



さまざまな世代や環境の方を対象に、食の大切さを伝えるための普及活動



第7回 食育活動表彰

● 事例集 ●



農林水産省

受賞活動を動画で紹介

● 食育活動表彰(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/index.html>



3 食育活動表彰

第7回 農林水産大臣賞を受賞した団体〈ボランティア部門〉

①熊本市食生活改善推進員協議会 (熊本県)

食生活改善推進員が、地域の高校生に郷土の食材や郷土料理について伝える活動は広がりを見せており、当協議会の中心的な活動となっている。コロナ禍では、行政と協働で動画の作成・配信を行うことにより、新たな日常に対応した食文化継承のための食育にも力を入れている。



高校生への食育授業「教えてもらった郷土料理を将来、自分のこどもに伝えたい」という声も・・・

いばらき ②シェアリンク茨木 (大阪府)

子育て支援から始まった団体。活動を通して子育ての悩みは孤立することから生まれることがわかった。「食」は「命」につながる。命を輝かせることが究極の目的として、食育講座・畑・自炊塾・防災活動・フードパントリー・シェアハウスなど、食にまつわる様々な取組を通して、持続可能な地域を実現する活動を進めている。



シェア（共有）し、リンク（つなげる）次世代の輝きのために・・・

3 食育活動表彰

第7回 農林水産大臣賞を受賞した団体 <教育関係者・事業者部門>

③コミュニティカフェ・カフェゴック (富山県)

地元で生産された農産物を使わずに育てた米・野菜のみを食材とするカフェレストラン。地場産食材にこだわった料理実習と併せて、食育講義を子育てサークルから大学まで広く行っている。農業体験や出張朝市を通して生産者と消費者の橋渡しをしており、食・農・環境・福祉・被災者支援などの地域課題に取り組む市民の交流の場でもある。



地元産の旬の食材を使ったメニュー

アグリ バトン プロジェクト

④AGRI BATON PROJECT (茨城県)

農業女子発案で「農業って楽しい！」を伝えるため、『農業の魅力いっぱい』の絵本を製作して、次世代を担う日本中のこどもたちへおくらう！』というプロジェクトを進めている。全国にいるメンバーがそれぞれの地域でこどもたちへ絵本の読み聞かせや農家による野菜のお話を通して食育活動を行っている。



農業の魅力を伝える読み聞かせの様子

⑤東京ガス株式会社 (東京都)

食や環境、エネルギーの問題に複合的に取り組むべく、私たちの暮らしに身近な「調理」を軸とし食育活動を開始。現在に至るまで、時代の流れに即した食育を推進している。「独自性のある食育」として、環境問題やSDGs実現をベースに、次世代育成、健康長寿という現代社会が抱える課題に向き合っている。



スタートはキッズ イン ザ キッチンこども料理教室 (1992~2020)

4 全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）

- 食育の推進に向け、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、企業、団体、ボランティア、個人等幅広い関係者が、それぞれの活動を生かしながら連携・協働し、食育活動を推進する体制の強化を図る。
- 新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動の方法や知見を情報共有する。
- 異業者間のマッチングによる新たな日常やデジタル化に対応した食育など、最新の食育活動を創出。
- 食育の推進に向けた研修を実施できる人材の育成等に取り組む。
- ネットワークの目的に賛同する機関、団体、企業、農林漁業者、学校関係者、個人等にネットワーク会員への参加を促し、一元的に情報発信を行う。

農林水産省 令和5年度 食育活動の全国展開委託事業

食育推進フォーラム2024

Z世代の食育を推し活!

～おいしく、楽しく、学び伝える～

農林水産省は、全国食育推進ネットワークである「みんなの食育」を立ち上げ、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、新たな食育活動の創出などを推進しています。

今年度は、食育に関心の高い若い世代の気づきのきっかけ作りや、本ネットワーク会員の増加と交流に向け「食育月間セミナー」や「学生と企業によるオンラインワークショップ」などに取り組んできました。

今フォーラムでは、今年度実施した学生と企業のワークショップの発表の場となっており、基調講演とあわせてZ世代の考え方やアイデア今の時代にあった学びを伝えることで、食育の普及につながることを目的に開催します。オンラインでも対面でも参加いただけますので、全国の皆さまの参加をお待ちしております。

開催日時 令和6年 2月20日(火) 14:00～16:30 (会場受付開始 13:30)	プログラム 基調講演 Z世代への提案 ～食育Here we go!～ 元リーダー 小泉 勇人氏
開催方法 オンライン参加(先着350名) 対面参加(先着150名)	取組事例発表 Z世代と企業によるワークショップ (参加費500円、定員20名) カゴメ株式会社様 キュービー株式会社様 コブフドリ生活協同組合連合会様 日本マクドナルド株式会社様 株式会社明治様
会場 AP虎ノ門 ROOM A 東京都港区虎ノ門1-6-15 虎ノ門ビル11F 東京メトロ有楽町線「虎ノ門駅」9番出口から徒歩3分	トークセッション 小泉 勇人氏とZ世代による 意見交換
参加費 無料	

お問い合わせ先
株式会社MSS 食育推進事務局
担当：丸島 洋田 氏 syokuiku@mssinc.jp

申し込み先
下記URLまたは二重バーコードからお申し込みください。
<https://mssinc.jp/jp/forum202402/>
※12月20日より発行開始

運営の母体となるのは「全国食育推進ネットワーク」愛称を「みんなの食育」とします。具体的な活動や運営方法については、積極的な取組を行っている企業や栄養士の方々等で構成する幹事会で検討し、メンバーの主体的な取組を促進します。事務局においては、広報、マッチング、サロン及びフォーラムの開催等を実施し、運営のバックアップを行います。

全国食育推進ネットワーク(みんなの食育)

幹事会

(積極的な取組を行っている企業、栄養士等専門家)

幹事会の中で、食育推進に関するタイムリーなテーマを年に1～2例程度決定し、テーマごとに企画企業を募った上で、具体的な活動を行います。

(テーマ例)

- ・オンラインによる食育の推進・企業内食育の推進・食育月間、食育の日キャンペーン
- ・農林漁業体験の推進 等

(活動例)

- ・複数の企業における共同の食育イベントの実施・研修会の実施・食育の日コラボ企画の実施 等

事務局：農林水産省消費・安全局消費行政・食育課
(広報 マッチング サロン フォーラムの運営)
関係省庁：文部科学省 厚生労働省 内閣府食品安全委員会 消費者庁等
(食育推進に活用できる事業や資料の情報提供等)

「全国食育推進ネットワーク」体制図

全国食育推進ネットワーク「みんなの食育」

全国食育推進ネットワーク
みんなの食育

食育活動のご紹介

全国食育推進ネットワークサイト

●全国食育推進ネットワーク(農林水産省ホームページ)

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/network/index.html>



食育推進フォーラム2024チラシ

5 食育白書

- 食育基本法において、毎年「政府が、食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出」することとされている。
- 白書には、政府が講じた施策や食育に関する事例等を記載（または記述）。例年、5～6月に閣議決定、公表。
- 令和4年度食育白書では、冒頭に「我が国の食料安全保障と食育の推進」、特集として「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を取り上げ、食育の取組状況などについて紹介。

第1部 食育推進施策をめぐる状況 我が国の食料安全保障と食育の推進

1 我が国の食料安全保障と食育の推進

- 食育の推進は、国民の食生活が自然の恵の上に成り立ち、食に関する人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながる。
- 食料安全保障上のリスクが高まっている中、できるだけ多くの国民が、我が国の食料・農林水産業・農山漁村の持つ役割や食料自給率向上の意義を理解する機会を持ち、自らの課題として将来を考え、それぞれが主体的に支え合う行動を引き出していくことが重要。
- 政府は、第4次食育推進基本計画に基づき、「食に関する感謝の念と理解」や「食料自給率の向上への貢献」を促すため、様々な体験活動や適切な情報発信を通じて、自然に生産者等に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策等を推進。



2 我が国の食料安全保障をめぐる状況／国民理解の醸成と国産農林水産物の積極的な選択等

- 気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や、世界的な食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢の緊迫化等により、供給が不安定化し、食料安全保障の強化が国家の喫緊かつ最重要課題。
- 2022年12月に「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」（本部長・内閣総理大臣）において、「食料安全保障強化政策大綱」を決定し、継続的に講ずべき食料安全保障の強化のために必要な対策とその目標を明らかに。
- 食料安全保障は国民一人一人に関わる問題であり、その強化には、食料・農林水産業・農山漁村への国民の理解や、国産農林水産物の積極的な選択を促す消費面の取組が重要。
- 「ニッポンフードシフト」等を通じて行動変容を促すとともに、「BUZZMAFF」等によりSNSを通じて情報発信。
- 我が国の未来を担う子供への食育の推進も重要。学校給食では、地場産物を使用し、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む。第4次食育推進基本計画において、「学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合」を維持・向上させることを目標として定め、学校や地域において取組を積極的に推進。



食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
第1回会合のまとめを行う内閣総理大臣
資料：首相官邸ホームページ

4

特集 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

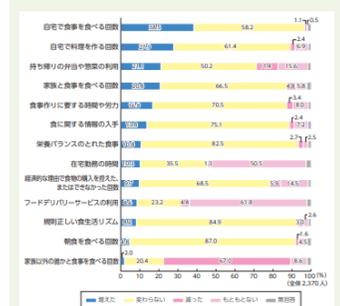
1 第4次食育推進基本計画における位置付け

- 第4次食育推進基本計画では重点事項の1つに「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を位置付け。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの増加等で、在宅時間や家族で食を考える機会が増加。食を見つめ直す契機となり、家庭での食育の重要性が高まる。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル技術の活用が一層推進。
- ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展を踏まえ、食育活動にもデジタルツールやインターネットを積極的に活用していくことが必要。

2 新型コロナウイルス感染症の影響下における食生活等の変化

- 新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて、現在の食生活が変化したかについて尋ねた。
- 「増えた」と回答した人の割合が最も高いのは、「自宅で食事を食べる回数」（38.5%）で、次いで「自宅で料理を作る回数」（27.9%）、「持ち帰りの弁当や惣菜の利用」（21.1%）。
- 「減った」と回答した人の割合が最も高いのは、「家族以外の誰かと食事を食べる回数」（67.0%）で、次いで「持ち帰りの弁当や惣菜の利用」（11.4%）。
- 「変わらない」と回答した人の割合が最も高いのは、「朝食を食べる回数」（87.0%）で、次いで「規則正しい食生活リズム」（84.9%）、「栄養バランスのとれた食事」（82.5%）。
- 若い世代（20～30歳代）で見ると、「増えた」と回答した人の割合は「自宅で食事を食べる回数」（51.3%）、「自宅で料理を作る回数」（37.8%）。

新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019年11月頃）と現在を比較した食生活の変化



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（2022年11月実施）

6

事例 デジタルツールを活用した、果物の遠隔収穫体験

株式会社パーシテック（京都府）

- 2017年から遠隔操作技術を用いた、農園と消費者を結び遠隔収穫体験を実施。
- 体験の参加者はパソコンの画面を見ながら収穫の指示を出し、農家の方がスマートグラスを着けて農園で果物を収穫。
- 収穫された果物は参加者に送付され、参加者は自分が収穫した果物を実際に食べることができ、楽しさと美味しさを感じることができる仕組み。
- 子供たちからは「柿はこんなに密になるんだ。」「りんごってこんな風に実がつくんだ。」といった声があがっている。



遠隔操作技術を用いた果物の収穫

●令和4年度食育白書
（農林水産省ホームページ）



https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wpaper/r4_index.html

6 食生活指針

- 平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために「食生活指針」を策定。同月、「食生活指針の推進について」を閣議決定し、食生活指針について国民各層の理解と実践を促進することを決定。平成28年6月に一部改正。

「食生活指針」

1.食事を楽しみましょう。

- 毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- 家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。



2.1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- 朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- 夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- 飲酒はほどほどにしましょう。

3.適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。

- 普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
- 普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- 無理な減量はやめましょう。
- 特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気を付けましょう。

4.主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。



- 多様な食品を組み合わせましょう。
- 調理方法が偏らないようにしましょう。
- 手作り外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

5.ごはんなどの穀類をしっかり。

- 穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- 日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。



6.野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。

- たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- 牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。



7.食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。

- 食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。
- 動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- 栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

8.日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。



- 「和食」をはじめとした日本の食文化を大切に、日々の食生活に活かしましょう。
- 地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- 食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。
- 地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。

9.食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。

- まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
- 調理や保存を上手にして、食べ残しの少ない適量を心がけましょう。
- 賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。

10.「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

- 子供のころから、食生活を大切にしましょう。
- 家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
- 家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- 自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。



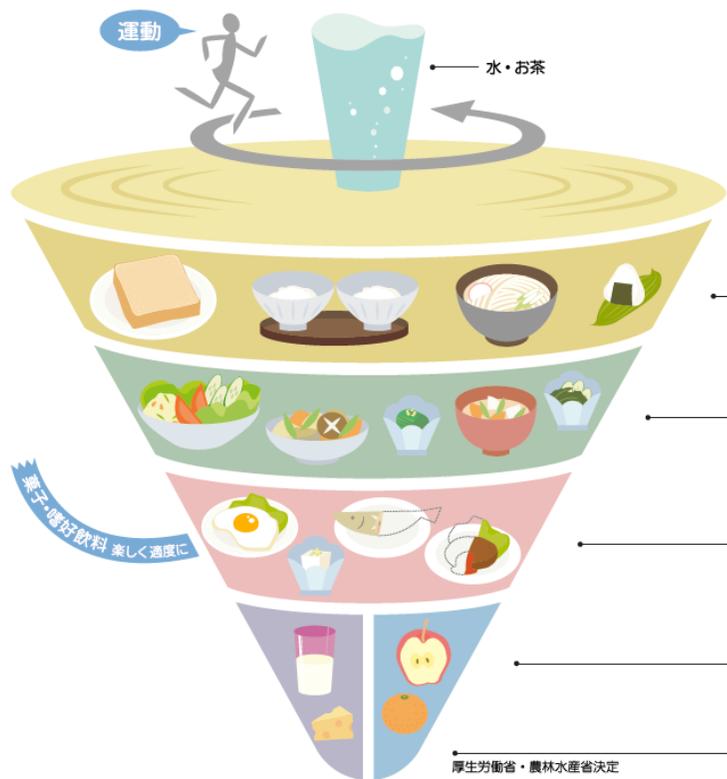
●食生活指針(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shishinn.html>



7 食事バランスガイド

- 健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」（平成12年3月）を具体的な行動に結びつけるものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が決定
- 1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考となるように、食事の望ましい組合せとおおよその量をイラストで分かりやすく示したもの



食事 バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

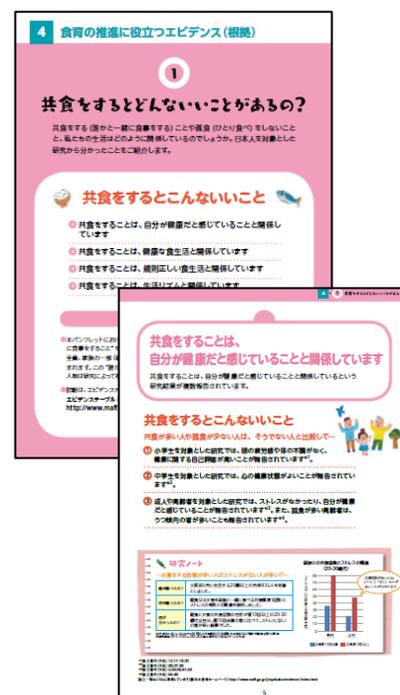
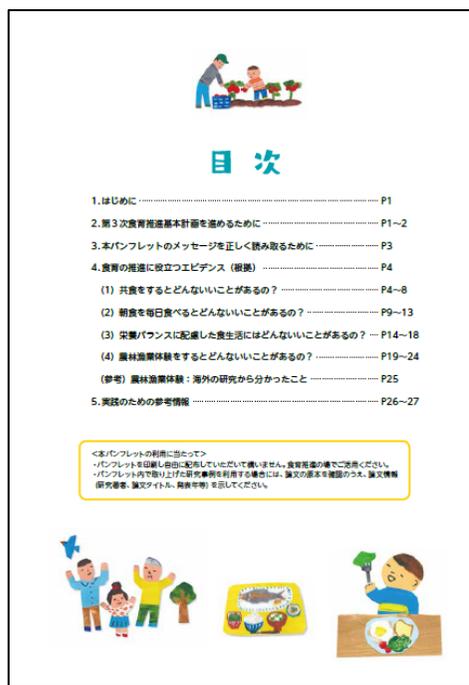
1 日 分	料 理 例
想定エネルギー量 2,200kcal±200kcal (基本形)	
5~7 主食(ごはん、パン、麺) ごはん(中盛り)だったら4杯程度	1つ分 = ごはん小盛り1杯 = おにぎり1個 = 食パン1枚 = ロールパン2個 1.5つ分 = ごはん中盛り1杯 2つ分 = うどん1杯 もりそば1杯 スパゲッティ
5~6 副菜(野菜、きのこ、 いも、海藻料理) 野菜料理5皿程度	1つ分 = 野菜サラダ きゅうりとわかめの 肉たくあん ほうれん草の ひじきの煮物 煮豆 きのこコンテ 旨味の 味噌汁 煮物 2つ分 = 野菜の煮物 野菜炒め 芋の煮ころがし
3~5 主菜(肉、魚、卵、 大豆料理) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度	1つ分 = 冷奴 納豆 目玉焼き一皿 2つ分 = 焼き魚 魚の天ぷら まぐろとイカの刺身 3つ分 = ハンバーグステーキ 豚肉のしょうが焼き 鶏肉のから揚げ
2 牛乳・乳製品 牛乳だったら1本程度	1つ分 = 牛乳コップ半分 チーズ1かけ スライスチーズ1枚 ヨーグルト1パック 2つ分 = 牛乳瓶1本分
2 果物 みかんだったら2個程度	1つ分 = みかん1個 りんご半分 かき1個 梨半分 ぶどう半房 桃1個

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

●食事バランスガイド(農林水産省ホームページ)
https://www.maff.go.jp/j/balance_guide/index.html

8 エビデンスに基づいた食育の推進

- 農林水産省は食育推進に資するエビデンス（根拠）を分かりやすく広報することを目的として、平成29・30年度に、食育分野に詳しい研究者等の協力のもと、食育の取組がなぜ大切なのか、取り組むことでどのようなメリットがあるのかをエビデンス（根拠）に基づき整理したパンフレットを作成。令和元年度には、両年度のパンフレットを統合した、「統合版」を取りまとめ公表。
- 「朝食」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「共食」、「農林漁業体験」をテーマに、エビデンス（根拠）を踏まえたメッセージや論文を紹介した研究ノートを掲載。



「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス(根拠)に基づいて分かったこと～統合版

●「食育」ってどんないいことがあるの？(農林水産省ホームページ)
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/index.html>

9 考える やってみる みんなで広げる ちょうどよいバランスの食生活

- 平成28(2016)年3月に決定された「第3次食育推進基本計画」では、「若い世代を中心とした食育の推進」を重点課題の1つとして設定。
- 農林水産省では、様々なライフスタイルを持つ、20歳代、30歳代の若い世代が「ちょうどよいバランスの食生活」を実践できるよう、令和元(2019)年度にパンフレット「考える やってみる みんなで広げる ちょうどよいバランスの食生活」を作成。
- 令和3(2021)年3月に決定された「第4次食育推進基本計画」においても、若い世代の朝食欠食の減少、栄養バランスに配慮した食生活の実践の増加に関する目標値を引き続き設定。

考える やってみる みんなで広げる

ちょうどよいバランスの食生活

仕事や家事・育児、勉強や趣味…
やりたいこと、やらなくてはいけないことで一杯の毎日。
健康な心と体は、そんな毎日の資源。
「ちょうどよい」バランスの食生活は、心と体を健康に保つキホンです。

ライフスタイルは人それぞれ。
それぞれに、「ちょうどよい」バランスの食生活があるはず。
一緒に考え、実践し、広げてみませんか？

まずはキホン「食事の栄養バランス」について
食事や栄養に関する情報があふれています。正しい情報の見極め、日頃お持ちですか？
あなたの知識、チェックしてみましょう！

食事の栄養バランスについて、正しいと思うものを選んでください。

- 野菜をたくさん食べれば、栄養バランスは完璧。
- 炭水化物(糖質)はできるだけ摂取しない方がよい。
- 1日に必要なエネルギー量(カロリー)を超えなければ、どんな食べ方でもOK。
- 自分のエネルギー消費量が適切かどうかは、食べたもののエネルギーを計算しないと分からない。
- スリムな体型であれば、食事を減らす必要はない。
- 朝食を食べなくても、1日に必要なエネルギー量や栄養素量がとれていれば問題ない。
- 以下の食事は、すべて主食・主菜・副菜を組み合わせた食事である。

主食 米、パン、めん類などの穀類を主原料とする料理で、主として炭水化物の供給源となる。

主菜 魚や肉、卵、大豆製品などを使った料理の中心となる料理で、主としてたんぱく質の供給源となる。

副菜 野菜などを主とした料理で、主菜と主食に不足する栄養素を補う役割を果たす。

啓発資材

「考える やってみる みんなで広げる ちょうどよいバランスの食生活」

栄養バランスだけではない食生活の「バランス」

ここまで、食事の栄養バランスについて考えてきました。
でも、栄養バランスのよい食事をするには、色々なハードルがあるもの。

家計やライフスタイル、生活リズム
…あなたの生活の中での様々な「バランス」も大切です。

「家計」とのバランス
栄養バランスのよい食事理想だけと食費がかさむ…

「ライフスタイル」とのバランス
一人暮らしだし、朝食を作る時間がない…

「生活リズム」とのバランス
仕事で夕飯を食べるのが夜遅くなってしまふ…

では、どうすれば「ちょうどよいバランスの食生活」を実践できるでしょうか？

▶次ページ あなたの生活の中での様々な「バランス」を考えるヒントをご紹介します！

啓発資材の内容の一部

あなたのアイデア、周りにも広げてみませんか？

自分なりの「ちょうどよいバランスの食生活」が実践できるようになったら、家族や友達、会社の同僚など、周りの人に伝えたり、話し合ったりしてみましょう。
あなたから周りの人へ、さらにその周りの人へと「ちょうどよい」バランスの食生活が広がっていくと、社会が変わるかもしれません。

社会
あなたの世代や地域のトレンド化

実践に役立つ商品、サービスが増える

ちょうどよいバランスの食生活 実践の場が広がる

新しい実践アイデアが生まれる

周りに良さを伝える 周りと一緒に取り組む

健康で 活力ある社会に

ちょうどよいバランスの食生活を実践する あなた

さらに実践しやすく

ひとりひとりの選択が、最終的に社会を動かす力になるかもしれない。そんなことを思いつつ、あなたや周りの人、そして社会にとっての「ちょうどよい」バランスの食生活を考え、発信してみませんか？

食品ロスを減らそう！

日本の生産者を応援したい

食品の過剰包装減らせないかな？

●考える やってみる みんなで広げる ちょうどよいバランスの食生活 (農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/wakaisedai/balance.html>



10 食育ピクトグラム及び食育マーク

★生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



共食



朝食欠食の改善



栄養バランスの良い食事



生活習慣病の予防



歯や口腔の健康



食の安全



災害への備え

★持続可能な食を支える食育の推進



環境への配慮(調和)



地産地消の推進



農林漁業体験



日本の食文化の継承

★食育の推進



活用される場面

小売店での店頭 学校の教育現場 食育を行う際の啓発資材 商品の包装への印刷等

食育ピクトグラム及び食育マークは、利用規約を守っていただければ自由に使用できます。使用料は無料です。

●食育ピクトグラム及び食育マーク

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>



11 従業員等の健康に配慮した企業の食育推進事例集

- 令和2年3月、農林水産省は、従業員等の健康管理に配慮した企業のうち、先進的かつ積極的に食育を推進する取組に焦点を当てた基礎情報を収集し、事例集を作成
- これから従業員等の食育に取り組もうとする企業のきっかけや、既に食育を推進している企業の更なる展開のための参考として活用されることを期待
- 第4次食育推進基本計画においても、従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に企業の業績向上につながると期待されていることから、職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進することとしている。



従業員等の健康に配慮した企業の食育推進事例集

【紹介企業の一例】

- 株式会社日比野設計
子育てしやすい環境づくり、自分や家族との時間の確保といった観点から、夜型勤務から朝型勤務への転換を促すため、社内レストランで朝食と昼食の無料提供を実施。可能な限り地元の食材を使用した食事を提供。
- 味の素株式会社
スマートフォンやパソコンで、「運動」「食事」「睡眠」「気分」の4軸で健康状態が可視化された健康アドバイスアプリ「カラダかわるNavi」を利用し、AIによるアドバイスなどが可能に。



午前8時からビュッフェスタイルで朝食を提供



アプリを活用した「健康チャレンジキャンペーン」

- 企業の食育推進事例集(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kigyojirei.html>



12 子供食堂と連携した地域における食育の推進

- 子供が一人でも来られる無料又は安価で食事を提供する子供食堂は、子供にとって食卓を囲み食事を共にする貴重な場であるとともに、地域コミュニティの中での子供の居場所となっている。農林水産省では、地方公共団体や地域における食育関係者が、食育推進の観点から、子供食堂の活動の意義を理解し、適切な連携が図られるよう、子供食堂と連携した地域における食育の推進に関連する情報を整理し、ホームページで公表
- 平成29年度には、子供食堂の現状・課題、地域との連携状況を取りまとめるとともに、地域と子供食堂が連携している具体的な事例を、課題や食育の取組ごとに整理した事例集を作成

農林水産省 English ホームサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き索引から探す 組織別から探す キーワードから探す Google カスタム検索 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 食と農林水産省について知る > 考えよう(食育の推進) > 子供食堂と連携した地域における食育の推進

子供食堂と連携した地域における食育の推進

- 「子供食堂」とは -

近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組が増えています。

- 食育の推進という観点から見た子供食堂の意義について -

子供食堂の活動は様々ですが、親子で参加する場合も含め、

(a) 子供にとっての貴重な共食の機会の確保

(b) 地域コミュニティの中での子供の居場所を提供

等の積極的な意義が認められます。

- 地域と子供食堂の連携の必要性 -

地方自治体は、地域住民、関係機関、関係団体・NPO等と適切に連携して、地域における食育を推進する役割を担っています。

地方自治体が、子供食堂を、そうした連携先の一つとして位置づけ、連携を深める中で、子供食堂の取組に地域ぐるみで協力し、子供食堂の活動遂行に役立つような環境整備を行うことが期待されます。

なお、国や地方自治体は、子供食堂の多くが民間のNPOや個人の善意に基づき、発足、運営されていることに十分留意し、子供食堂の自主的・自発的な取組を最大限尊重し、個人やNPOの善意で行われている子供食堂の活動の趣旨を理解することが



子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集
~地域との連携で食育の環が広がっています~

●子供食堂と連携した地域における食育の推進
(農林水産省ホームページ)



<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomosyokudo.html>

子供食堂と連携した地域における食育の推進

13 わかりやすく、実行性の高い「日本型食生活」の推進

- 第4次食育推進基本計画を踏まえ、生活習慣病の予防、健康な次世代の育成の観点から、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進する。内容やメリット等をわかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう推進する。
- 食生活の現状を踏まえ、国民各層が理解しやすく、かつ、実行性が高いものとなるよう推進していく必要がある。



ごはんを中心とした「日本型食生活」のススメ

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた食生活です。

- ① 「日本型食生活」を一食、一日単位ではなくとも、数日から一週間の中で組み立てる。
- ② 日本の気候風土に適した多様性のある食として、地域や日本各地で生産される豊かな食材も使い、健康的で栄養バランスにも優れている。
- ③ 「日本型食生活」の要素は、ごはんと汁にバラエティのあるおかずを組み合わせた「和食」の基本形と言うべきものである。ごはんには麦や雑穀を加えてもよいし、汁にも様々な具を使うことが可能であり、おかずはハンバーグ、野菜、乳製品など様々なものを取り入れることが可能である。
- ④ ごはんと組み合わせる主菜、副菜などは、家庭での調理のみを前提とせず、中食、冷凍食品、レトルト食品、合わせ調味料などの活用や外食との組み合わせも可能である。

(平成27年3月 今後の食育推進施策について(最終とりまとめ)より)

ごはんをベースに中食を組み合わせた日本型食生活の例



●「日本型食生活のススメ」(農林水産省ホームページ)

http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/nihon_gata.html



14 農林漁業体験（教育ファーム）を通じた食育の推進

- 「食」に関する関心や理解を増進するとともに、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めるため、教育ファーム等農林漁業体験の機会の提供を積極的に推進
- 食や農林水産業の重要性の理解を通じて国産農林水産物のサポーター増加につなげる

教育ファームとは・・・

自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組

《期待される効果》

- ・ 生産者と消費者との信頼関係の構築
- ・ 食と農林水産業への理解
- ・ 食品の安全性への理解
- ・ 食品ロスの発生抑制 等

→ 国産農林水産物のサポーター増につなげる

食育基本法(平成17年法律第63号)
第3条、第23条関係

○農林漁業体験の取組事例

株式会社大地のMEGUMI（北海道）

町内の小学校6年生の「総合的な学習の時間」において、「かぼちゃの栽培体験」を実施。

授業では、播種から収穫までの圃場実習のほか、収穫したかぼちゃを道の駅で開催される「輝農祭」でこどもたちが販売し、栽培から消費までの一連の流れを経験する。

(第7回食育活動表彰 消費・安全局長賞)



かぼちゃの収穫

わかやま農業協同組合 やろう会（和歌山県）

普段口にする農作物がどのように育てられているのか、栽培の手間や苦勞を伝えることで「食」と「農」に関心を持つきっかけを作ることを目的に、親子野菜収穫体験を実施。

JA女性会と連携し、野菜本来の味が伝わるよう工夫しながら調理し、参加者にふるまっている。

(第7回食育活動表彰 審査委員特別賞)



トウモロコシの収穫

●農林漁業体験の推進(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/s_edufarm/index3.html



15 地産地消の推進

(六次産業化・地産地消法 第25条)

- 国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。）。
- 地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費すること。

基本理念

- 生産者と消費者との結びつきの強化
- 地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化
- 消費者の豊かな食生活の実現
- 食育との一体的な推進
- 都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進
- 食料自給率の向上への寄与
- 環境への負荷の低減への寄与
- 社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進

取組の具体例



学校給食や社員食堂での地場産農林水産物の利用



地場産農林水産物を活用した加工品の開発



直売所での地場産農林水産物の直接販売

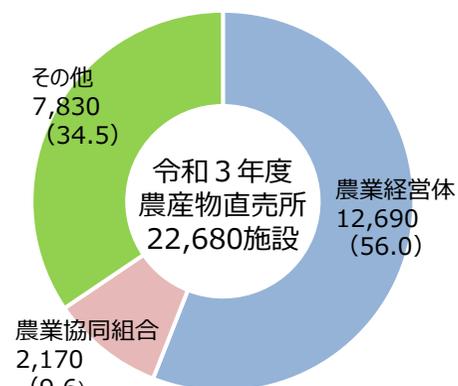


地域の消費者との交流・体験活動

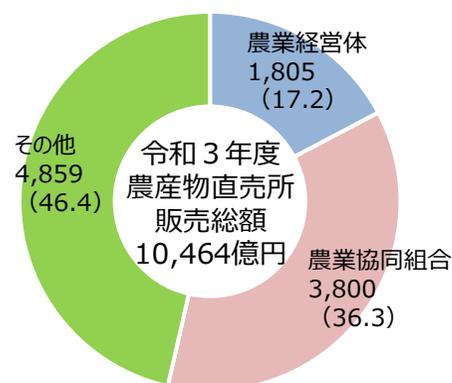
(1) 地産地消の取組の状況

- 地域の農産物を生産者が直接消費者に販売する直売所は、全国で約23,000ヶ所、年間総販売額は約1.0兆円。
- 運営主体別販売総額をみると、直売所数全体の56.0%を占める農業経営体の販売総額の割合は17.2%に対し、全体の9.6%である農業協同組合が36.3%。
- 1直売所当たりの販売金額について、農業協同組合の約1億8千万円に対し、農業経営体は約1,400万円。
- 直売所は規模・運営主体を問わず、地場産率が約9割。

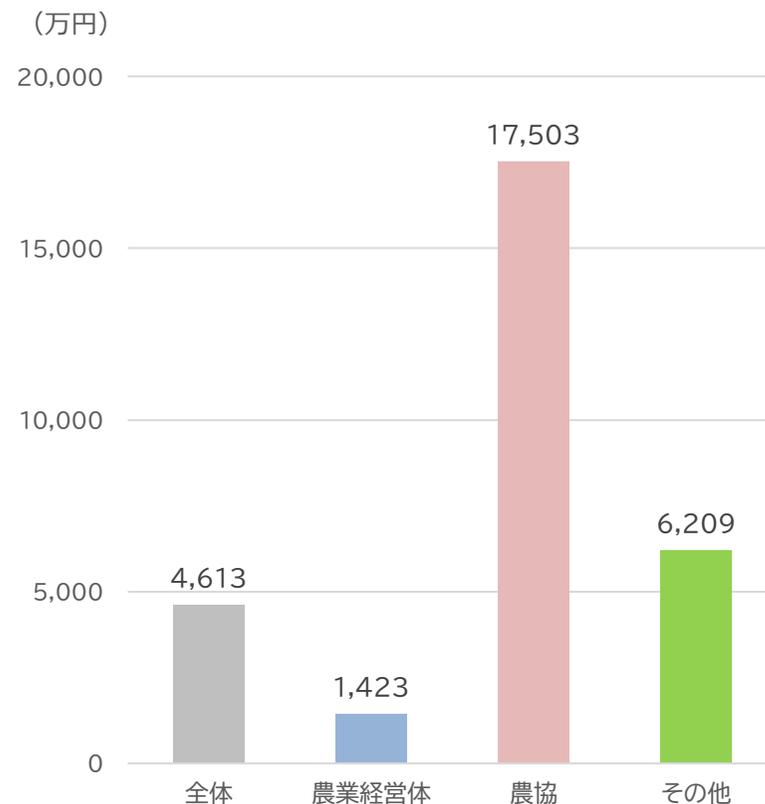
<運営主体別の農産物直売所数>



<運営主体別販売総額>

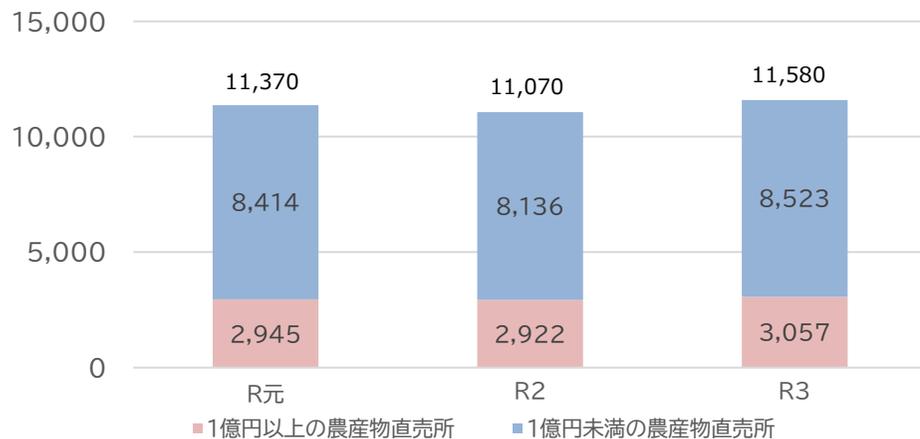


<1直売所当たり年間販売金額 (令和3年度)>



※四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある

<販売規模別農産物直売所数>



資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

(2) 学校給食での地場産物の活用について

■ 学校給食における地場産物・国産食材の利用状況 (金額ベース)

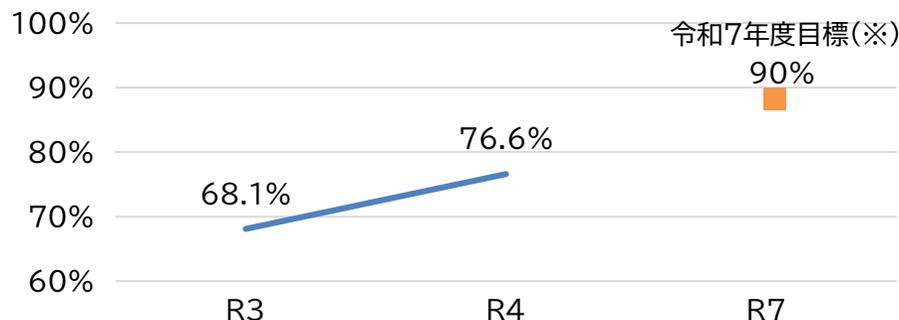
	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地場産物	52.7%	—	56.0%	56.5%
国産食材	87.0%	—	89.0%	89.2%

<資料> 学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査 (文部科学省)

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の調査は未実施

(注2) 令和元年度以降、食材数ベースから金額ベースに調査方法を変更

■ 学校給食における地場産物を使用する割合 (金額ベース) を現状値 (令和元年度) から維持・向上した都道府県の割合



(※) 第4次食育推進基本計画 (令和3年3月策定) にて、「学校給食における地場産物を使用する割合 (金額ベース) を現状値 (令和元年度) から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを旨とする目標を設定

■ 地産地消コーディネーター【地域の食絆強化推進運動事業】



● 地産地消コーディネーターの派遣実績

平成28年度：6地区 平成29年度：8地区 平成30年度：7地区 令和元年度：9地区 令和2年度：9地区 令和3年度：12地区 令和4年度：15地区 (令和3年度、4年度はフォローアップ派遣、ステップアップ派遣 (※) を含む)

(※) フォローアップ派遣：過去の派遣先を対象に1名のコーディネーターを1回派遣

ステップアップ派遣：通常派遣の選定外となった応募者 (希望者のみ) に1名のコーディネーターを1回派遣

(2) 学校給食での地場産物の活用について

【事例：静岡県袋井市】

(1) 現状と課題

袋井市では、主要10品目を対象に、市場に出荷していない小規模農家から全量買い取りを行うこと等により地場産農産物を確保し、学校給食における地場産物の活用を積極的に推進してきたが、その一方で、学校給食で使用できない規格外品の取り扱いが課題となっていた。

(2) 取組内容

平成29年度に、給食センターに食材を納入するNPO法人へコーディネーターを派遣し、規格外品への対応として、

①規格外品でも使える献立づくり

(コロッケ(玉ねぎ、じゃがいも)、ピューレ(大玉トマト)、
切り干し大根(大根))

②給食以外の販路の確保・加工商品の開発
を実施した。

(3) 取組の効果

○地場産物の取引金額が10.1倍に！農家の所得向上にも貢献！

350万円(平成24年度) → 3,526万円(令和4年度)

○地場産物使用割合(主要10品目重量ベース)が3.7倍に！

13.8%(平成24年度) → 51.6%(令和4年度)

○地場産物(米以外)の通年使用が実現！

14日使用(平成17年度) → 194日(令和4年度)

※ 年間給食日数：平成17年度190日
令和4年度194日



16 食文化の継承 ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化

- 平成25年12月4日、ユネスコ無形文化遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」の登録が決定。
- 和食文化を未来に向けて守り伝えていくため、継続的なPRによる関心の維持や地域における保護・継承が重要。

和食とは？ ➡ 「自然を尊重する」というところに基づいた、日本人の食慣習

「和食」の特徴①：

多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重

南北に長く、海、山、里と表情豊かな自然が広がる日本の国土。各地で地域に根ざした多様な食材が用いられ、素材の味わいを活かす調理技術・調理道具が発達しています。



「和食」の特徴②：

健康的な食生活を支える栄養バランス

一汁三菜を基本とする食生活は栄養バランスがとりやすく、だしの「うま味」や発酵食品をうまく使い、動物性油脂の摂取量もセーブ。日本人の長寿や肥満防止に役立っています。



「和食」の特徴③：

自然の美しさや季節のうつろいの表現

季節の花や葉などで料理を飾りつけたり、季節にあった調度品や器を利用するなど、自然の美しさや四季の移ろいを表現することも和食文化の特徴のひとつです。



(c) Masashi Kuma, 2006

「和食」の特徴④：

正月などの年中行事との密接な関わり

日本の食文化は、年中行事と密接に関わって育まれてきました。自然の恵みである「食」を分け合い、「食」の時間を共にすることで、家族や地域の絆を深めてきました。



(1) 「和食」の保護・継承に向けた取組の全体像

地域の食文化の 保護・継承

- 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地域ぐるみで郷土料理等の調査、データベースの作成及び普及等を実施
- 郷土料理教室や郷土料理レシピ集作成等地域の食文化の継承のための活動を支援



- ・ 食文化の多角的な価値の整理・情報発信委託事業
- ・ 和食文化の国内外への情報発信・普及啓発委託事業
- ・ 消費安全対策交付金

和食文化の継承を行う 人材育成

- 和食文化の普及活動を行う中核的な人材を各都道府県に育成
当該人材が保育所や小学校等において和食文化を継承するとともに、栄養士・保育士等を対象とした各種研修会の場で和食文化の普及活動を実施



- ・ 食文化コンテンツ関連の人材の高度化委託事業

次世代を担う子供たちへの 普及

- 小学生向けの教材「わたしたちと“和食”」を制作し、それを活用したモデル授業を実施。
- 和食給食の普及等食文化の継承のための活動を支援
- 学校給食等での地産地消の推進のため、コーディネーターの派遣支援や優良事例表彰を実施



- ・ 食文化コンテンツ関連の人材の高度化委託事業
- ・ 消費安全対策交付金



輸出促進

日本産食材
サポーター店

料理講習会で海外
料理人に食文化普及

インバウンド喚起

Let's!和ごはん プロジェクト <農林水産省官民協働プロジェクト>

食にかかわる産業界と行政等が一体となって子供たち・忙しい子育て世代に、内食・中食・外食等で、身近・手軽に、健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうための官民協働の取組。プロジェクトメンバーは191企業等（令和5年10月末時点）。

(2)「和食」の保護・継承に向けた取組(子育て世代・若者世代への取組)

- 令和元年度より、次世代のうち特に食生活の改善意識が高まりやすい子育て世代や若者世代をターゲットとした事業（地域固有の多様な食文化の保護・継承、和食文化普及の中核的人材の育成）を実施。

地域の食文化の保護・継承

■ うちの郷土料理

各地域で選定された郷土料理の歴史やレシピ、郷土料理を生んだ地域の背景をデータベース化し、47都道府県の1365品目を公表。

■ にっぽん伝統食図鑑

令和4年度は、伝統的な加工食品を17のカテゴリーに分類し、各地域で選定された伝統食の特徴、歴史やアレンジレシピ等をデータベース化し、3県60品目の伝統食の情報を公表。



「うちの郷土料理～次世代に伝えたい大切な味～」

(https://www.maff.go.jp/j/kei/kaku/syokubunka/k_ryouri/index.html)



「にっぽん伝統食図鑑」
(<https://traditional-foods.maff.go.jp/>)



和食文化継承リーダーの育成（人材育成）

- 幼稚園・保育所・小学校等の栄養教諭等を対象に、次世代の子供達に和食文化を伝える中核的な人材（和食文化継承リーダー）を各都道府県に育成。
- 令和元年度から4年度までの研修により、全都道府県で約900名が認定。



- 小学生向けの教材「わたしたちと“和食”」を制作し、それを活用したモデル授業を実施。



児童用

指導者用



モデル授業の様子

「おいしい和食のはなし。」

(<http://ouchidewashoku.maff.go.jp>)にて、研修会等に関する情報を発信。



(3) 官民協働の取組 (Let's! 和ごはんプロジェクト)

- 「Let's! 和ごはんプロジェクト」は、和食文化の保護・継承につなげていくため、和食文化のユネスコ無形文化遺産登録5周年となる2018年度に立ち上げた官民連携のプロジェクト。
- 和食にかかわる事業者と行政が一体となって、子供たちや、和食について「手間がかかり、面倒」とのイメージを有する忙しい子育て世代に、身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらう取組を実施。
- 令和元年度から11月を「和ごはん月間」と位置づけ、11月24日の「和食の日」と連携し、集中的に活動。

※ 和ごはん…日本の家庭で食べられてきた食事であって、(1) ごはん、汁物、おかず等若しくはその組み合わせで構成されているもの、又は、(2) だし並びに醤油及び味噌をはじめとする日本で古くから使われてきた調味料等が利用されているもの

<各企業等の取組例>

- ・ 和ごはんの調理が簡単にできる商品やレシピ、和ごはん調理家電の開発・販売。
- ・ 和ごはん総菜や弁当の開発・販売。
- ・ レストランで子供向けやご当地食材のメニューの展開、社員食堂等での和ごはんフェアの実施。
- ・ 時短につながる和ごはん調理方法を動画等により分かりやすくWEB展開。
- ・ 年中行事(お正月や五節句等)や人生儀礼(お食い初め等)などと絡めた関連商品やメニューの開発・販売



<国の取組>

- ・ プロジェクトの目的達成のための活動を行う企業等をプロジェクトメンバーとして登録・公表。
- ・ プロジェクトメンバーが自由に商品や販促物等に使用可能なロゴマークの提供。
- ・ マスコミ、SNS等を含め多様なメディアへプロジェクト・各企業等の取組の情報発信。
- ・ 関連イベントの開催。

プロジェクトメンバー数：191 (令和5年10月末時点)

食品製造業者、流通業者、中食・外食業者のみならず、レシピや調理家電製造業者等

(4) 地域の和食文化ネットワーク

食文化振興小委員会の議論を踏まえ、地域における多様な食文化の保護・継承活動をより一層進めるために、地方農政局等が事務局となって、**都道府県・市町村（地方自治体）、地域の食文化の保護・継承の関係団体・関係者、和食文化継承リーダー、その他食文化関係団体・関係者（料理人、研究者等）、食品関連事業者などの関係者**を結びつけるネットワーク「**〇〇地域の和食文化ネットワーク**」を立ち上げ（令和3年1月）。

背景

地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等の和食文化を受け継ぎ、次世代へ伝えている人の割合は、**2人に1人（44.0%）程度と低い。**

食文化振興小委員において、今後の国内の食文化の保護・継承の対応方針の一つに「**地域での取組**」の**重要性の高まりを踏まえた取組の必要性**が提唱。

郷土料理のデータベース「うちの郷土料理」の**利活用**や、「和食文化継承リーダー」等の**活躍の場**を広げる必要。

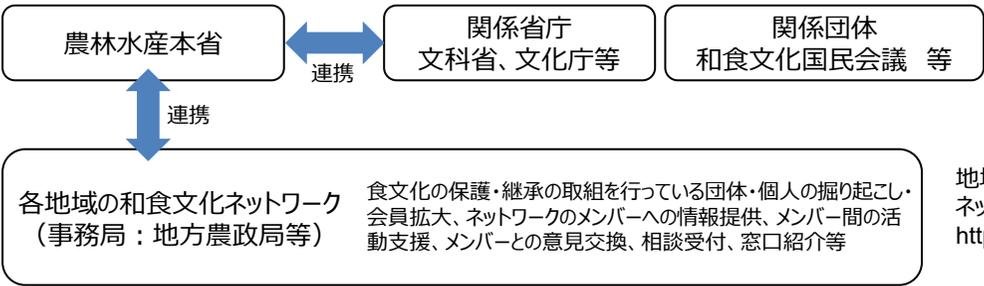
地域の方々への地道な**活動**をより一層**活発化**させるサポートを**充実**させることが肝要。

ネットワークの活動

地域における食文化の保護・継承に繋げる取組を、個レベルから広域的、活発的、継続的に進めるため、地域内の関係者のネットワーク化（メンバー間の連携、諸活動等）を図りつつ、

- セミナーや勉強会などのイベントの開催
- 活動に使える予算（活動費）等の情報を、定期的送信（ネットワークへの参加費無料、活動に役立つ関連パンフレットを提供）。

ネットワークのイメージ



地域の食文化の保護・継承活動に関心のある方ならどなたでも参加できます。ネットワークへの参加申込はコチラ <https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/network/main.html>



消費・安全対策交付金のうち**地域での食育の推進**

【令和6年度予算概算決定額 1,720(2,006)百万円の内数】

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**農林漁業体験機会の提供の取組に加えて他の取組も行う食育活動を優先的に支援**します。

＜事業目標＞

食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。

6. 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

（注）シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催、食育の課題解決に向けた交流会、セミナー等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

＜事業の流れ＞

① 都道府県を通じた取組

国 → 都道府県

1/2以内

事業実施主体

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

② 広域の取組 交付 (1/2以内)

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

消費・安全対策交付金のうち**地域での食育の推進**

＜対策のポイント＞

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進**します。その際、**多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供等に関する取組**、食育推進基本計画の重点事項である**デジタル化に対応した取組**や**持続可能な食を支える食育活動**を優先的に支援します。また、これまでの都道府県を通じた地域の食育活動の支援に加え、**広域の食育の取組についても支援**します。

＜政策目標＞

食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

【共通】共食の場の提供等に関する取組、デジタル化に対応した取組や持続可能な食を支える食育活動を優先的に支援します。

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

5. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。

6. 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

目標（食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

＜事業の流れ＞

① 都道府県を通じた取組

事業実施主体

国

交付(定額)

都道府県

1/2以内

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

② 広域の取組 交付(1/2以内)

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

<対策のポイント>

こども食堂等の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶなど食育活動の場として重要です。今般の物価高騰によって、こども食堂等の運営に影響及び支障が生じていることから、その活動支援の拡充・強化を行います。また、地元食材や栄養バランスに関する知識を学ぶ食育を普及するため、学校における食育支援を強化します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合」、「学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合」

<事業の内容>

地域の関係者等が連携して取り組む「地域における共食の場の提供」等の食育の取組を支援します。また、学校における食育活動の取組も支援します。

<事業イメージ>

目標(食育推進基本計画の目標のうち当省関連)

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合
(令和3年度:42.7%、令和7年度目標値:75%以上)
- ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合
(令和3年度:37.7%、令和7年度目標値:50%以上)
- ・学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合
(令和3年度:74.5%、令和7年度目標値:90%以上)

目標の達成に資する
地域等の取組を支援

支援事業(例):地域での食育の取組



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



農林漁業体験機会の提供

支援事業(例):学校における食育の取組



学校給食における地場産物活用と和食給食の普及



農林漁業体験機会の提供

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

1. 地域での食育の取組

①地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

②地域食文化の継承や日本型食生活の実践

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けて、調理講習会等の開催やこども食堂やこども宅食を通じた取組を支援します。

③農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

2. 学校における食育の取組

①学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

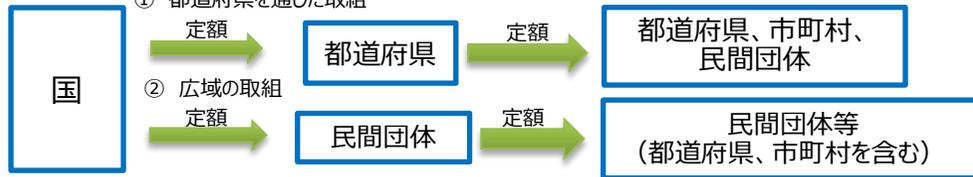
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。

②農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

<事業の流れ>

① 都道府県を通じた取組



III 農林水産省における食育の取組 - 17 食育推進に関する事業内容

消費・安全対策交付金のうち 地域での食育の推進

皆様のこのような食育活動を支援します！

1 食育推進検討会の開催や普及啓発資料の作成

【事業例】

- 地域の関係者による食育の推進に係る検討会の開催
- 市町村食育推進計画の策定に向けた基礎資料の整備
- 食育の状況や地域が抱える課題を把握するためのアンケート、ヒアリング等の調査
- 食育を推進するための啓発資料の作成

【支援内容と対象経費例】

- 食育推進検討会の開催
(委員謝金・旅費、会場・機器借料、資料印刷費、事務局活動費、役員費等)
- 地域の食育関係情報整備、教材作成
(資料印刷費、賃金、調査員手当・旅費、教材編集料、啓発資料作成・レンタル費、役員費等)

2 シンポジウム、展示会、交流会等の開催

【事業例】

- 食育の推進に係るシンポジウム、パネルディスカッション、個人・団体等の優良な取組を共有する展示会
- 食育に取り組む者が課題解決に向けたヒントを得るための交流会、セミナー

【支援内容と対象経費例】

- シンポジウム等の開催
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、食材費、普及宣伝費、役員費、保険料等)

3 食育推進リーダーの育成や活動促進

【事業例】

- 地域の食育を推進するリーダーを育成するための専門家等を招いた講座
- 食育推進リーダーが次世代リーダーを育成するためのセミナー等
- 食育に取り組む個人・団体・事業者等の活動を支援する食育推進リーダーの派遣

【支援内容と対象経費例】

- 食育推進リーダー養成講習会・活動促進
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、食材費、普及宣伝費、役員費、保険料等)

4 食文化継承等のための取組

【事業例】

- 地域食文化の継承に向けた親子料理講習会や食育授業
- 地域の食材を活用した日本型食生活をテーマとする講義や料理講習会
- 地域の伝統食の料理方法(食材、レシピ等)をまとめたパンフレットの作成

【支援内容と対象経費例】

- 調理講習会の開催
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)



5 農林漁業体験の取組

【事業例】

- 食や農林水産業への理解を深める農林漁業体験プログラムの企画開発などの検討会
- 植え付けや収穫などの農業体験とその収穫物を使った調理体験
- 農業体験用のほ場管理のための経費の支援

【支援内容と対象経費例】

- 教育ファーム検討委員会
- 農林漁業体験機会の提供
(委員謝金・旅費、会場・機器借料、資料印刷費、体験ほ場の借地料、体験ほ場管理に係る物材費、指導者謝金・旅費、賃金、農業機械・簡易トイレ等借料、バス借料、種苗・生産資材費、食材費、普及宣伝費、役員費、保険料等)



6 和食給食の普及

【事業例】

- 和食給食の普及に向けた献立の開発、レシピをまとめた資料の作成
- 幼児や児童・生徒を対象にした食育授業や調理体験
- 学校関係者や保護者を対象にしたセミナー

【支援内容と対象経費例】

- 献立の開発
(調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等)
- 食育授業
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)



7 学校給食における地場産物等活用の促進

【事業例】

- 学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング調査、生産者との交流会
- 地場産物を使用した献立の開発、試食会
- 地場産物に関する食育授業

【支援内容と対象経費例】

- 献立の開発
(調理師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費等)
- 食育授業
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、食材費、資料印刷費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)

8 共食の場における食育活動

【事業例】

- 新規の共食の場における食育の取組
- 既存の共食の場における食育の再開の取組
- 食材の提供に向けた生産者とのマッチング
- 農業者や食文化の継承者を招いた食育の取組

【支援内容と対象経費例】

- ニーズ調査 ○ 生産者とのマッチング調査・調整 ○ マッチング交流会 ○ 共食の場の提供
(資料印刷費、賃金、調査員手当・旅費、講師謝金・旅費、会場・機器借料、バス借料、食材費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)



9 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

【事業例】

- 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた検討会・セミナーの開催
- 地域住民を対象とした意識調査

【支援内容と対象経費例】

- 検討会・セミナー開催
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、資料印刷費、食材費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)
- 意識調査
(資料印刷費、賃金(集計)、役員費等)

10 食品ロスの削減に向けた取組

【事業例】

- 地域の商店等の関係者が連携して実施する食品ロス削減に向けたイベント等
- 食品ロスに関する意識調査や地域特有の食品ロスを把握するためのアンケート調査
- 食品ロスを削減するためのセミナー、啓発資料等の作成

【支援内容と対象経費例】

- 意識調査
(資料印刷費、賃金(集計)、役員費等)
- 食品ロス削減検討会・セミナー開催
(講師謝金・旅費、賃金、会場・機器借料、資料印刷費、食材費、啓発資料作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料等)

食育活動の全国展開事業

【令和6年度予算概算決定額 65（65）百万円】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に基づき**食育推進全国大会の開催**や**食育活動の優良事例の情報発信**等を行うことで、食育の全国展開を図ります。

<事業目標>

食育に関心を持っている国民の割合90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

食育推進全国大会、食育活動表彰、食育に関する意識調査等

65（65）百万円

食育推進全国大会や食育活動の優良事例の表彰等を行い、食育の全国展開を図るとともに、食育の推進状況を把握するための意識調査等により、国民のニーズや特性を調査分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

第4次食育推進計画に基づき、食育を着実に推進

食育推進全国大会 食育活動表彰

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により食育推進全国大会を開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育に関する 調査・分析、 事例収集

- 第4次食育推進基本計画の取組状況を調査、分析
- 事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに、食育を実践している方々へ情報提供

食育活動の全国展開事業

【令和5年度予算概算決定額 65（67）百万円】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に基づき**食育推進全国大会の開催**や、**食育活動の優良事例の情報発信**、**持続可能な食を支える食育の推進のための普及啓発**等を行うことで、食育の全国展開を図ります。

<事業目標>

食育に関心を持っている国民の割合90%以上（第4次食育推進基本計画〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

食育推進全国大会、食育に関する調査、持続可能な食を支える食育の推進のための普及啓発等 65（67）百万円

食育推進全国大会、食育活動の優良事例の表彰等を行い、食育の全国展開を図るとともに、食育の推進状況を把握するための意識調査等により、国民のニーズや特性を調査分析し、より効果的な食育推進方策の検討を行います。環境と調和のとれた食料生産とその消費に対する国民の理解と関心を増進させる食育を推進するため、環境との調和の視点を加味したフードガイドの普及啓発を行います。



<事業の流れ>



<事業イメージ>

食育推進 全国大会 食育活動表彰

- 国民の食育に対する理解を深めるため、地方公共団体との共催により食育推進全国大会を開催
- ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰

食育に関する 調査・分析、 事例収集

- 事例を収集し、食育白書の特集に記載するとともに食育を
実践している方々へ情報提供
- 第4次食育推進基本計画の取組状況調査、分析
- 海外の先進的な食育の取組事例の調査

持続可能な食を 支える食育の推 進のための 普及啓発

- 環境との調和の視点を加味したフードガイドの
普及啓発



農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

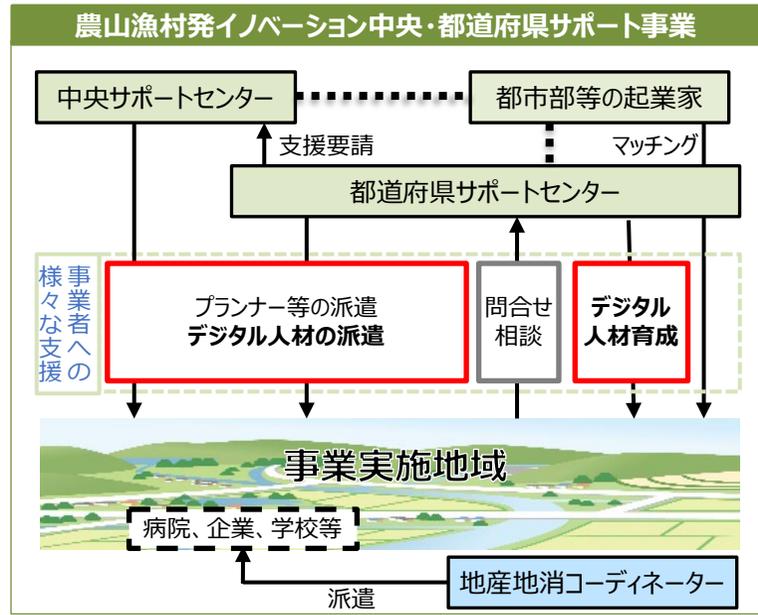
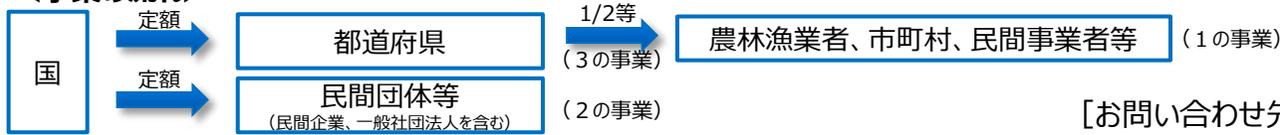
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組に加え、高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣に加え、デジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農山漁村発イノベーション推進支援事業

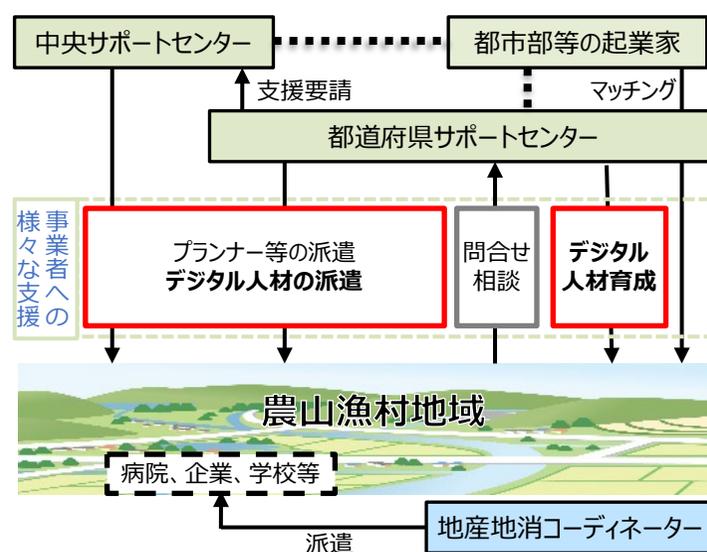


農産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和6年度予算概算決定額 21（80）百万円】

<対策のポイント>

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向けた取組を支援するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域（SAVOR JAPAN）を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を支援するとともに、効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

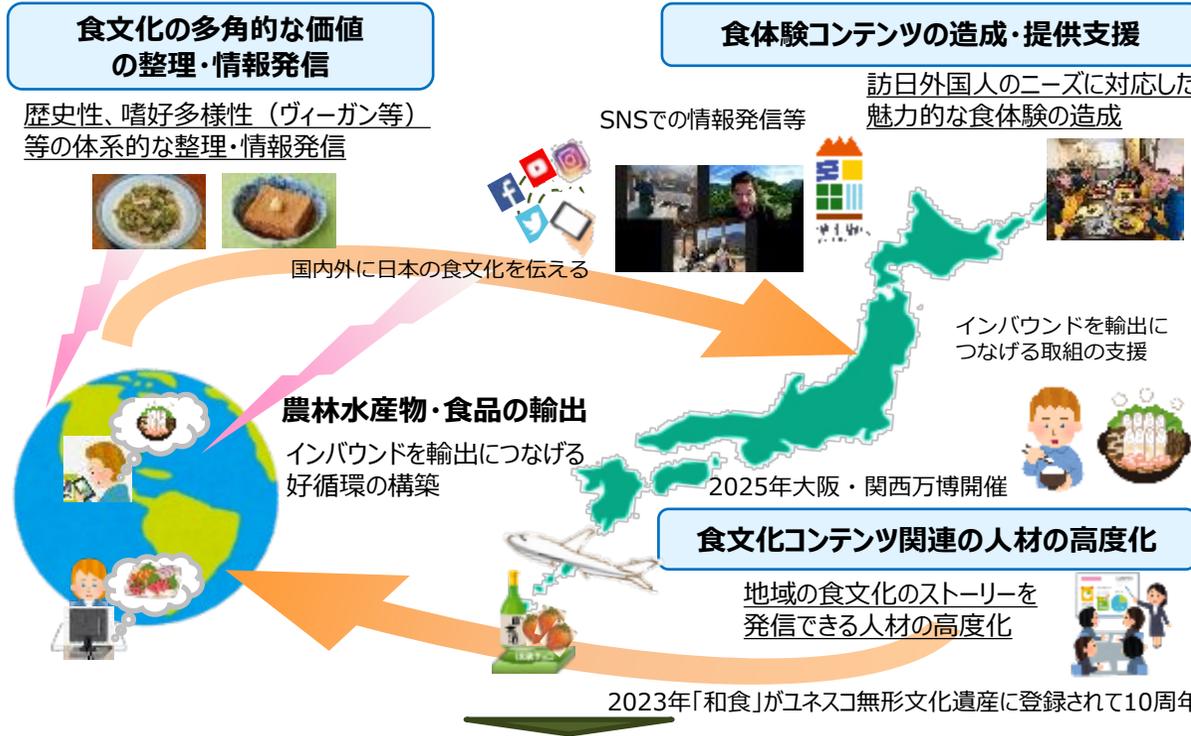
2. 食文化の多角的な価値の整理・情報発信

食文化の多角的な価値*の情報を、体系的に整理し、わかりやすく情報発信します。
〔※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等〕

3. 食文化コンテンツ関連の人材の高度化

国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
農林水産物・食品の輸出額（2兆円（2025年まで）、5兆円（2030年まで））

III 農林水産省における食育の取組 - 17 食育推進に関する事業内容

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち

訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和5年度予算概算決定額 80（80）百万円】

<対策のポイント>

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの回復・増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向けた取組を支援するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域(SAVOR JAPAN)を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を支援するとともに、DXの推進による効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

2. 食文化の多角的な価値の整理・情報発信

食文化の多角的な価値※の情報を、体系的に整理・多言語化し、国内外にわかりやすく情報発信します。
 (※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等)

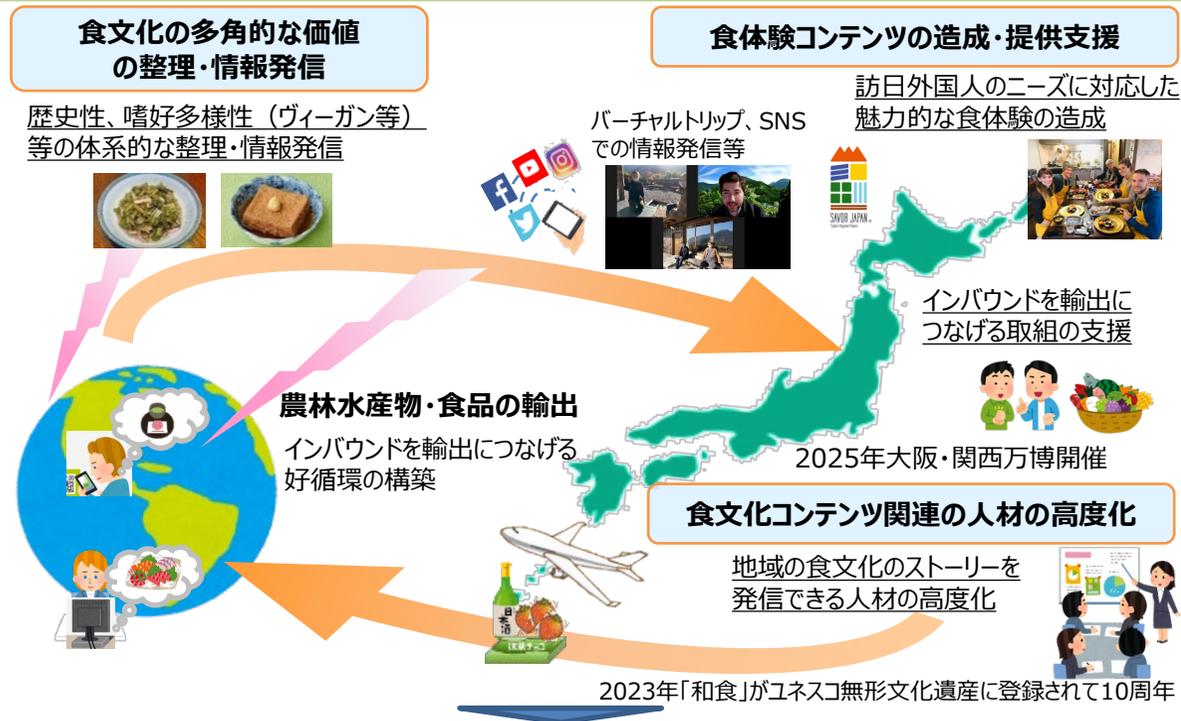
3. 食文化コンテンツ関連の人材の高度化

国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
 農林水産物・食品の輸出額（2兆円（2025年まで）、5兆円（2030年まで））